

平成30年12月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年12月7日（金）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年12月7日（金） 午前 8時59分
閉 会 日 時	平成30年12月7日（金） 午後 5時04分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 9 7 号	鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 9 8 号	鴻巣市使用料等審議会条例	原案 可決
第 9 9 号	鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 0 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案 可決
第 1 2 5 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
請願第 4 号	消費税増税を中止して 5 % に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める請願書	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 中島 章男

秘書室副室長兼秘書課長
佐々木紀演

(企画部)

企画部長 榎本 智

企画部副部長兼総合政策課長
齊藤 隆志

総合政策課副参事 谷 広明

企画部参事兼財政課長
小林 宣也

情報システム課長 野口 高志

企画部参事兼危機管理課長
田島 盛明

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長
藤崎 秀也

職員課副参事 関根 正

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 春山 一雄

会計管理者 宮澤 芳之

会計課長 高子 英江

監査委員事務局長 笹野 一郎

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と矢島洋文委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第97号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例、議案第98号 鴻巣市使用料等審議会条例、議案第99号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第125号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議請第4号 消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める請願書の議案5件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46-6、「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例である」ということから、初めに議案について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後、休憩して議請第4号に直接関係のない執行部の退席の後、再開し、議請第4号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、初めに議案第97号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(企画部副部長兼総合政策課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託されました議案第97号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正は、市長の5期目の公約で掲げたまちづくりの3つの理念、

～つなぎます～市民の皆さんの、ふるさと鴻巣の発展に向けた熱い想いを！、～守ります～心も体も健やかに、安全・安心で、暮らしやすさナンバー1のまちこうのすを！、～育てます～元気よく、笑顔であいさつ、お互いを認め、助け合い、自ら学び、夢を咲かす、未来を担うのすっ子を！に基づき、第6次鴻巣市総合振興計画に位置づけた施策を着実に推進するための執行体制を構築することを目的として、機構改革を実施するものです。

具体的には、人口減少の抑制や人口減少社会への適応等、持続可能なまちづくりに向けた重点戦略事業等を着実に推進し、柔軟かつ迅速に対応する組織として市長政策室を、子ども・子育てに関する支援を集約、強化する組織としてこども未来部を、健全かつ安定的な財政運営を推進する組織として財務部を、防犯、防災等、市民の皆さんとの協働を推進する組織として市民生活部を設けるほか、福祉こども部と健康づくり部を健康福祉部に、都市整備部と建設部を都市建設部とするものです。これにより、これまで11部あったものを9部に、課の数は38課を40の課に変更するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（矢島）おはようございます。初めに、過去の機構改革の周期、何年間隔で行われてきたのか、それをお聞きいたします。

（企画部副部長兼総合政策課長）これまでの機構改革ですけれども、特に決まった周期というものはございませんでした。直近では平成27年の4月、その前は23年、それ以前ですと合併直後に行ったことになっております。

（矢島）23年、27年の機構改革については、どういう理由から機構改革を行ったのか、理由をお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）平成27年の4月の機構改革は、まず職員が700人体制という形になっております。効率的な事務の遂行というこ

とで、主に課の編成を変えるものでした。その中で健康づくりとか、そういうものに、また市民の健康づくりに特化した、そういうような機構改革となっております。平成23年については、これもそんなに大々的なものではなかったのですけれども、まちづくり部、あと福祉部というのが当時あったのですけれども、それを2つの部に、それぞれ2つの部に分けていまして、今の体制になっている状況です。

（矢島）この23、27の機構改革というのは、機構改革を行った時期としては適切であったと認識しているかどうか伺います。

（企画部副部長兼総合政策課長）それぞれの時期において時代の変化も激しいことですから、その中で組織を見直してその課題等に対して取り組むということで適切だったというふうに考えております。

（矢島）今回の機構改革ですけれども、5期目の市長の公約の理念に基づいて云々とありますけれども、6次総振が先に策定されていますよね。市長の公約を見ると6次総振にある各施策を着実に実現するためというふうになっていまして、機構改革をするほどの大きな施策の追加や変更はなかったように私は感じるのですけれども、やはりここで機構改革をしなければならない理由と、今までの組織ではだめだったそのデメリットについてお伺いいたします。

（企画部副部長兼総合政策課長）前回は平成27年度に機構改革を実施したわけですが、その後、まち・ひと・しごと総合戦略を策定しまして、その後、委員おっしゃるとおり6次総振が策定されております。その間には人口減少というもう社会的な大きな問題が全国的に広がってきている、本市にとってももちろん例外ではありませんので、その部分にはやはり避けては通れない課題というふうに認識しておりますので、新たにまた組織を見直して、そういう部分、あとはやはり人口減少といえれば幅広い分野にまたがりますから、特に子育てとか、そういうところに力を入れていくということで機構改革をする予定でございます。デメリットというのは、やはり組織を変えますと職員の意識もまた高揚しますし、順調に仕事も進んでいくというふうに考えていますので、今までの体制に大きなデメリットってなかったのですけれども、新たな組織とし

てまた動き出していきたいというふうに考えております。

（矢島）でしたら平成29年度からスタートする6次総振に合わせて機構改革を見直すべきだったのではないかなというふうに少し思ったのですが、その辺の認識と、機構改革することによって職員の意識という話が出ましたけれども、なるほど組織がえすることによって高揚感が高まって気持ちがポジティブになる、わかります。でしたら定期的に、例えば4年スパンにやるとか、今時代の流れは速いですから、3年ごとに見直すとか、そういう考えはないのか伺います。

（企画部副部長兼総合政策課長）時代の流れが速いということ、先ほど申し上げたとおりでして、それぞれの課題等、また市長のマニフェスト等も含めて総合的に考えた中で機構改革を行うものだというふうに思っております。必ずしも例えば3年ごと、4年ごとという周期ではなくて、その都度その行政課題とかを拾い出して適切な時期に機構改革をやるべきだというふうに考えております。

（矢島）それでは、事務分掌も含めての話なのですからけれども、各行政委員会との調整というのはどのように行ってきたのかお伺いします。

（企画部副部長兼総合政策課長）特にですが、教育委員会にスポーツ課を戻すということで今回考えております。これについては本会議のときに教育委員の意見を求めるというふうにあったと思うのですが、まず戻すに当たっては法律にのっとって教育委員会のほうにスポーツ課を戻すということで教育委員の意見を求めたわけですが、その中ではやはりどうしてスポーツ課を戻すのだとか、そういう話もありましたけれども、そのあたり調整、まず事務的な調整を行った上で、あとは教育委員会に意見を求める中でスポーツ課を戻すということで今回話を持っていたところでございます。

（矢島）今スポーツ課の話ですが、スポーツに関することを教育委員会に戻すということだけれども、教育委員会という行政委員会というのは特別な目的があって設置されているわけで、当然市長部局にあるときと教育委員会に設置する場合と目的が異なる。それから鑑みると、どうして戻すのかとかという議論になること自体が余り理解できなく

て、こういうことをやりたいから、もしくはこういうことをしてもらいたいからということで、その課の移動だったりとか事業の移動というのがあるべきなのではないかなと私は思います。そこで、市長部局にあった場合のスポーツ関係と教育委員会に設置された場合のスポーツ関係では、おのずとスポーツに対する位置づけが必ず変わってくるはずだと、目的が違うのですから、それ規制も違いますし、変わってくると思いますけれども、そこでちょっと各論的なところなのですけれども、総論的にはその部分についてどういう認識をしているのかということをもっと最初に聞いて、そこで各論的なところで市長部局でなければできないスポーツ関係の取り組みというものはどういうものがあるか、逆に教育委員会でなければできないスポーツ関係の取り組みというものはどういうものがあるのか、またその逆、市長部局ではできないスポーツ関係の取り組みというものはどういうものがあるか、教育委員会ではできないスポーツ関係の取り組みというものはどういうものがあるか、ちょっと具体的な部分、総論的な部分と具体的な部分についてお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）初めに、総論的な部分ですけれども、4年前にスポーツ課を市長部局に持っていったと、移管した部分については、やはり当時の機構改革においては、先ほども申し上げました健康づくりというところに主眼を置いておりましたので、教育委員会にあっては恐らく従来の教育委員会にあったスポーツというのは事業でいえば市民体育祭だとか、パンジーマラソンだとか、あとは市民体育祭だとか、あとは市民スポーツだとか、そういう部分の振興に当たるスポーツの振興という部分だったと思います。市長部局に持ってきまして、当時健康づくりというワードがあったように、まず市民全体、また市全体の健康づくりというものをスポーツ健康課という名前に変えまして健康づくりというところで始めたわけでございます。その成果が随分上がってきたと考えておりますので、その一定の成果ができたのだろうと。あえてここでまた教育委員会に戻して、来年ラグビーワールドカップだとかオリンピック・パラリンピックがその翌年、2020年にありますので、そういう一大イベントについて、学校と連携して児童生徒とともにその醸成を

図っていくと、スポーツに対する機運を高めていくというところで今回教育委員会に戻すところでございます。

各論の部分として、例えば市長部局でなければならないとか、教育委員会でなければならないというところというのは、恐らくそんな細かいことはないのだと思うのですけれども、教育委員会であれば学校の体育授業等においても恐らく所管、所管といいますか、実際の事務としてはなかったのかもしれませんが、もちろんスポーツに関することとなれば、先ほど言いましたオリンピック・パラリンピックと、そういう部分については十分連携がとれていくと。市長部局にありましては、学校の体育授業についてはやはり意見はできないものと考えておりますので、そういう部分においては教育委員会に戻して、今度は学校児童生徒のスポーツの振興というところに努めていきたいと考えております。

(矢島) ちょっと大きなところで聞きたいのですけれども、教育委員会を設置する大きな目的というのは、何が大きいのか、何が一番なのかという感じ方によって違うかもしれませんが、一番大きな違いというのは、政治的中立性というのを教育委員会は保たなければいけない。そういう観点からいって、なぜ市長部局から教育委員会に政治的中立性を保たなければいけない部局にスポーツというものを移したのか。ちょっと大きなところで伺いをしたいです。

(企画部副部長兼総合政策課長) 委員おっしゃるとおり、行政委員会、特に教育委員会については政治的中立性という部分であるわけですが、先ほども申し上げたとおり、やはり教育委員会にスポーツを戻すことで児童生徒のかかわりを強めていきたいと、学校との連携を図っていきたいというのは、やはり教育委員会の中でのスポーツというところを進めていきたいというふうに考えております。

(矢島) 次行きます。

先ほどお話が出ましたように、議長は教育委員会に意見を聞くということで、その回答はごらんになっておりますでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 先日の本会議で配られました意見聴取についての回答という文書がございますので、それは我々も見ておりま

す。

（矢島）率直にそれを見た感想をお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）これは市長の公約にも掲げてあります鴻巣の子どもたちが元気にたくましく成長するという市長のある意味理念をこの教育委員会で進めていくというところと、健康関連事業についても今まで市長部局であった健康づくりというのを推進してまいりましたので、それもさらなる事業展開を図ることということですので、今まで市長部局にあって、今度教育委員会部局に行って何が変わるかという大きな部分というのは、今回教育委員さんたちが求める中では今までのとおりやってくださいと、あとは市長の公約に掲げているような理念をさらに推進してくださいというところでは、我々事務局が考えたとおりの教育委員さんたちも感じているのではないかなというふうに思っております。

（矢島）今までどおりやってほしいのですよね。何で移したのかなというところを少しずつこうやって突き詰めていっているつもりなのですかけれども、私はこれ見たときに、教育委員会って非常に消極的だなと思ったのです。このスポーツ課を受け入れるということに対して。これはある意味条件つきで同意をしますよというふうにもとれなくはないというふうに私は見たのです。市長部局との連携を図ることって。図ってくださいと言っているのでしょうか。図ってもらえるのだったら引き受けますよともとれるし、事業展開を図ること、図ってください、図れるのだったらやりますよ。組織の構築を図ることなんていうのは、どういう議論をした上でこういう機構改革を発案したのか、まことに不自然だなと思ったものですから、一番最初にその話を聞いたのです。行政委員会とどのような調整を図ってきたのか。私、余りうまく図られていなかったのではないかなというところから聞いてみたのですけれども、この回答についてどういう感想を持ったのか。話が回りくどくて申しわけなかったのですけれども、そういうふうに聞きたかったのです。教育委員会とはしっかりとそういう調整ができたのか、今回のスポーツ関係の移管になったのかどうなのか、この部分について、では最後に伺います。

（企画部副部長兼総合政策課長）今回の機構改革を進める上では、当然事務方としては教育委員会とは十分に協議をしてきたところです。ちょっと話はずれですが、例えば教育部を一つにする、教育総務部と学校教育部を一つにするという観点も含めて、やはり教育委員会、どうしてもある意味縦割りの部分もありますので、まずはスポーツも含めて学校との連携というのは非常に密接ですので、まずはスポーツをまた戻すことで学校との連携、また実際スポーツというのはスポーツ振興法というのは文科省が所管していますので、上から、上からといいますか、国、県から来る通知とかそういうのも全て教育部局になっていますので、やはりそういう国と県との情報交換、そういう部分についてもやはり教育委員会にあったほうがスムーズであるという総合的な観点の中で教育委員会と話をした中で、教育部局にあったほうが今後、戻したほうがスムーズに進むのではないかというふうに考えております。ということで、これまでも十分に協議はした中での移管ということになっております。

（矢島）最後と言ったのですけれども、その話を聞いてしまうと、では国全体の組織のあり方的、国に合わせた、例えば県に合わせたような組織のほうが対応しやすい、だからこういうもとに戻したのですよとも受け取れかねないような答弁だったのですけれども、やはり先ほど言いましたように仕事を市長部局、教育委員会部局に移すということは大変なことだと思っております。先ほど言いましたように教育委員会というのは政治的中立性を保たなければいけないと。そこでやる仕事と市長部局でやる仕事というのはおのずと変わってくる。そういう見地からやっぱり機構改革、事務の移管といいますか、事務の移動というのは考えていかなければ、そこから考えていかなければいけないのではないかなと。そもそも論として。それを考えずに組織的にこのほうがやりやすい云々、確かに理由の一つにはなるかもしれませんが、大もとというのはしっかりと捉えて機構改革というのはやっていかなければいけないのではないかなと思いますが、最後にそこだけ見解を、最後というか、この教育委員会の問題についての最後。本当に最後にしたいので、お願いします。

(企画部副部長兼総合政策課長) 政治的中立性というのはもちろん承知しておりますけれども、先ほど申し上げましたように総合的に勘案した中での、先ほどスポーツに関することが文科省の位置づけである、特にスポーツ振興法という法律に基づいて全ての仕事は行っているわけですが、スポーツに関することはスポーツ振興法であって、それは国、県においてはそういう教育部局でやっているというのは一例でございます。全てのを総合的に勘案した中でのもちろん、政治的中立性というのをもちろん踏まえての上での今回の移管というふうになっておるところです。

(矢島) では、今回の機構改革で部が2つ減った。その部を2つ減らした理由と、減らすことによるメリットについてお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 部を2つ減らしたのは、現在の都市整備部と建設部を都市建設部としました。もう一つは、教育総務部と学校教育部を1つにしまして教育部としたわけでございます。部を減らしたといいますか、部を統合したわけですが、この意味はやはり部長のマネジメント機能を充実、強化して、あらゆる課題に対応力を推進、向上させるためにしたものでございます。メリットとしましては、庁内の仕事全て、皆さん仕事は全て連携する、庁内で連携してやっているということで何度も申し上げているところですが、連携はもちろんしているのですが、やはり多少なり縦割りの部分はあるかと思っておりますので、1つの部にして部長のマネジメント能力にも期待する中で、スムーズな事務の執行に努めていきたいというふうに考えております。

(矢島) ちょっと細かいことをお聞きします。消費生活に関することは総務部でということになっておりますけれども、一般的な市民相談というのはどこで、何部で行っているのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 現在の市民部でございます。

(新しいの声あり)

(企画部副部長兼総合政策課長) 新しいところは市民生活部です。

(総務部の声あり)

(企画部副部長兼総合政策課長) ごめんなさい。総務部のやさしさ支援

課です。

（矢島）消費生活に関するところの業務の内容について、ウエート順にお聞かせいただけないでしょうか。こういう仕事があるのですよと。その消費生活に関することという中で仕事のウエート順にこういう業務をここの担当では取り扱っているというのをお聞かせいただきたいのですが。

（自治文化課長）消費生活センターの役割ということで少しご説明させていただきます。

消費者の身近な相談窓口として苦情相談を受け、トラブル解決のため相談者に対して助言や情報提供、他の専門機関を紹介するほか、事業者に対してあっせんを行っております。また、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、市民に対し提供しております。また、相談員が受けた消費生活相談を全て全国消費生活相談情報ネットワークシステムに記録し、全国の消費者行政に役立てるといった事業になっております。

（矢島）主に相談業務ということで、なぜこの消費に関することだけ別枠で位置づけているのか、その理由についてお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）現在のやさしさ支援課で市民相談とか法律相談とかをやっています。消費生活についてもやはり法律に絡む事項が多々ありますので、やはりそのあたりも含めまして相談業務を一元化していくということで、機構改革においてはやさしさ支援課に消費生活相談を移管するものです。

（矢島）そうなのですけれども、事務分掌の中で消費生活に関するということを単独で出しているではないですか。では、例えば市民相談の中に消費者相談を入れない理由というのは何か理由があるのかということをお聞きしたかったですけれども。

（企画部副部長兼総合政策課長）まず、市民相談は毎日開催していませんが、消費生活相談は毎日相談員さんが詰めて行っています。今多様な消費トラブルがあるかと思っておりますので、そういう部分についてはやはりその部分に特化した相談室、相談センターを設ける必要があるかと思っております。市民相談ですとちょっと幅が広いというところもありますの

で、そこを並べてといたしますか、1つにして今回考えていると。

(矢島) 聞き方が悪くてごめんなさい。では、なぜ市民相談という事務分掌がないのかお聞かせください。

(ちょっと済みませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時31分)



(開議 午前9時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 委員おっしゃるとおり、今まで消費生活に関することという分掌事務には入っていなかったのが、今回消費生活に関することという分掌事務が総務部に入っております。消費生活に関すること、これは県の権限移譲の中で位置づけられている、県の移譲事務ということでございます。それと、細かいもう少し行政組織規則の中では事務分掌としてはそれぞれの課に位置づけられていますので、例えば市民の皆さんが見たときにこの組織規則の中で位置づけられているということで、市民相談とか法律相談については位置づけられておりますので、その中でごらんいただければというふうに思います。

(矢島) では、全体の最後です。鴻巣市の組織図案、もちろんちゃんとした理由があるのは重々わかるのですけれども、市長がいらして、副市長がいらして、その下に部長と、市長政策室から上から来ていますけれども、よくわからないのですが、吹上支所と川里支所が部のところに並んでいるのですけれども、これは部扱いではないのですか。単純にこの組織図を見ての質問なのですけれども、部ではない。

(企画部副部長兼総合政策課長) あくまでも支所ということになっておりますので、特にそこに例えば人事として部長が張りつくとか、そういうものではなくて、部というのはあくまでも組織図でいいます都市建設部までが部です。そのほかに吹上支所、川里支所、会計管理者というのはまた別の扱いになっております。

(矢島) よくわからないのですけれども、図ですから、単純なのが一番

なので、そういう説明をしないとわからないという図というのがどうなのかなという部分はあるのですけれども、先に言われてしまったのですけれども、ここに部長職が張りついたりとかしていますよね。前私も質問したのですけれども、俗に言う出先の機関をそういう人事異動の調整機関に使ってはいけないのではないかな。やはりこの仕事をしてもらいたいから職員を送り込むのであって、部長が行ったり、副部長が行ったり、再任用の方が行ったりということをしていると、誰が行っても同じではないかなという、それこそ職員のモチベーションが上がらないと私は思うのですけれども、最後にその認識を聞いて私の質問を終わります。

（総務部長）今の組織図の関係で、今回機構改革ということで図のほうを示させていただきましたが、これはあくまでも部単位というか、組織の中の部単位でやっているわけなのですけれども、当然吹上支所、川里支所というのも分類すれば部単位というか、部に属するような組織としての一つの組織として見ているわけでございます。一つの部として見るわけでございます。だからといって人事配置については、そこに部長ないしは副部長というのは置くということは考えておりません。一つの組織の中での命令系統というか、その中での配置でございます。そういうふうに私のほうは認識しております。

（野本）では、質問させていただきます。

まず、説明の中で5期目を迎えた市長のマニフェストに基づいてというところから始まってはいるのですけれども、議案説明を私なりに消化していくと、マニフェストからはちょっと余りにも具体的な組織の細部まではちょっと想像できないのですが、ただ第6次総合振興計画に位置づけた各施策を着実に実現するためということが組織に結びつく一番の部分なのだろうなというふうに思われるのです。そういう意味で、その重要な部分を実現するためにこうしているというふうな、そういう言い方、そういう観点からちょっと言いかえると、どのようにこれが説明されるのかということをおそらく最初に伺いたいのです。

（企画部副部長兼総合政策課長）具体的な一例としまして、今回市長の公約の中の理念としましては、その一つに、～育てます～元気よく、笑

顔であいさつ、お互いを認め、助け合い、自ら学び、夢を咲かす、未来を担うのすっ子を！ということで、子どもたちに活力を与えましょう、またこういう部分は今までも進めています子育て支援という部分に力を入れてきたところですが、今回の機構改革の中ではこども未来部という部を新しく新設、新しくといいますか、新しくつくりまして、子育て応援課、青少年課、保育課という3つの課を所掌しております。何が違うかといいますと、今まで健康づくり課に母子保健担当という担当が別の部であったわけですが、この母子保健担当をこども未来部の中に入れて、妊娠から出産までの切れ目のない継続的な支援をしていきたいと思いますというところで力を入れて、子育てをこれまで以上に、今まで以上に進めていきたいというのが、一例として機構改革の中ではまず市長の公約の理念、それに伴って機構改革、そして6次総振に位置づけている子育ての充実というところで強めていきたいというふうに考えています。

（野本）第6次総振にかかわる部分では、議会としては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する提言を中野議長の時でしたか、議会としても提言をまとめて上げていった。その中で中心的なことというのは鴻巣市の将来人口であるとか、それにかかわる整備だとかということが非常に我々としては大きな意識を持っていた。その中の施策として子育ては1つあったのではないかなというふうに、そういう私たちは認識を持っています。ですから、今おっしゃったのは、それが目的のように言われていますけれども、それは一つの手段であって、目的ではないと私は感じるのですが、もう一度コメントをいただければ。

（企画部副部長兼総合政策課長）もちろん人口減少社会において将来人口を考えた上でまち・ひと・しごと人口ビジョンをつくっておりますけれども、もちろんそこが大前提にあります。その中の今回の組織改革、機構改革において一例として先ほど申し上げたところでして、やはり今後の人口減少においては持続可能なまちづくりを進めていく、人口減少にも対応できるようなまちづくりを進めていくというのはもちろん一番の主眼であるというふうに考えております。

(野本) 説明はそこから入っていただかないと、何か見えるところがぼけてしまうのではないかなというふうに感じます。そういう意味で、今までの従来の組織のつくり方と今回の組織のつくり方は、私から見ると組織の部の中の顔をもう一度精査して、部に再編をし直しているというふうに今までの組織図と比べているとこういうふうになっているというのがわかるわけですが、そういう意味で今回は再編された結果、財務部というのが私が見ていく中では独立したのかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。それを新たにつくったという意図ですね。

(企画部副部長兼総合政策課長) やはり今後人口減少がもっと進みますと税収の減少、また公共施設の管理にかかります費用の増大等が考えられるわけですが、その辺を今まではいろいろな企画部であったり、市民部であったりというところで税と企画の部分、また資産管理の部分というふうに分かれていたわけですが、その辺を全て1つの部にして、将来にわたる税収の減少、また公共施設の管理ですとか、そういうものを一元管理する部として財務部というものを創設したわけでございます。

以上です。

(野本) ということは、最もこれから重要と思われる部署であるというふうに、当然今まではなかったものを形にしたということは、そういう意図と考えてよいのか伺います。

(企画部副部長兼総合政策課長) 将来にわたる財政計画とか、繰り返すようですが、やはり公共施設等総合管理計画にありますように更新検討だとかそういうのも含めましてやはり修繕だとかそういう膨大な莫大な費用がかかってまいりますので、そこを、それだけではない、ほかにも財政計画の中でいろいろな起債ですとか、これからやらなければならないほかの事業とかもありますので、それをトータル的に考えていく部として財務部ということで考えております。

(野本) これまでと違って、これからというのは財源が今まで合併特例債の関係する事業というものが非常に大きな柱になっていた。それが終

わっていき、そして次の財源をしっかりと確保していくという意味では、財務部だけが頑張っても難しいのだろうなというふうに思っていました、それは例えば国や県とつながっている各部署がいかに国の施策をよく理解して、その中で使えるものを判断してそこを求めていくかということがなければ、アンテナが高くなければここまで到達しないわけです。その辺が私たちは、私というか、私は一番心配というか、危惧する部分なのですが、その辺をどう考えるのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）委員おっしゃるとおり、まさしくそのとおりでございまして、その部分については常に、市長からもそうなのですけれども、補助金ですとか交付金、国、県でどのような本市の施策とマッチした補助金とかがあるかというのは、常日ごろ各部長さんたちにはお伝えしております。また、そういう交付金ですとか、そういう国の補正これからありますけれども、そういうところでいろんな補助制度が出てきますけれども、そういう部分についても企画サイドで、今でいう総合政策課のほうで調査、またアンテナを高くして情報収集に努めているところですので、委員おっしゃるとおりにその部分は非常に大事なところだというふうに考えております。

（野本）これは内容を詳細まで知って質問するわけではないけれども、ちょっと私が得られる情報の中では、周辺の市がとれていて鴻巣だけにとれていない補助金だとか、そういうものをちょっと耳にすることがあるのです。そういう意味で、もちろん補助金とかというのは要件を満たしているか満たしていないかということで、たまたまそういうことがあったのかもしれないのですけれども、万が一その情報伝達のミスだとか、とれなかった部分でなったとしたら非常に残念な結果になってしまうものですから、その辺について今後どのような対応をしていけるのか伺いたいと思います。

（企画部副部長兼総合政策課長）それは、地方創生推進交付金とか地方創生の交付金とかでしょうか。

（野本）各論の部分もあるのですが、例えばつい最近でいえば小中学校のブロック塀の国の補助金ですとか、周辺市はどうやらとれているよう

な状況らしいのですけれども、そういうことも何か要件を満たす努力だとか、工夫とかということが担当レベル、担当部署レベルでもう少しできないのかなということなのではありますけれども。

（企画部副部長兼総合政策課長）例示いただきまして、ありがとうございます。もちろん例えばブロック塀でありましたら、その所管、例えば学校のブロック塀とか、ブロックでもいろいろありますけれども、いろいろその部署だけではなく企画部と調整をしております。その中でこれが申請できるかどうかというところを、他市の状況もいろいろ調査した中で、ちょっと該当しないのではないかとか、もらうこと自体が、補助金をいただくこと自体が非常に厳しいのではないかとということを見ながら手を挙げないといいますか、申請をしないとするわけですけれども、また例えば先ほど私言いました地方創生交付金についても国との面談を行っています。こちらとしては、例えばこういう事業どうですかというふうに投げかけていますけれども、やはりそれは厳しいでしょうというのははっきり国から示されてしまっていますので、全く努力しない中でやっているわけではないですので、いろいろ選択しながら、何が最善の方法なのかということももちろんアンテナを高くして考えているところではあります。

（野本）アンテナを高くしているという答弁をいただきましたので、私からは頑張ってほしいなということにしかたないのですけれども、それではちょっと各部の中のことも伺っていきたくと思います。総務部の中にそれまで、今までは市民部にあったやさしさ支援課が今度入っている図式になると思うのですけれども、これはここにあるべきという、今までとの違いがあるのか、それとも違いがないのかということ伺いたくと思います。

（企画部副部長兼総合政策課長）やさしさ支援課については、今まで市民部であったわけですけれども、まず機構をこれ考える中では、私ども独自の判断ではなくて、他市の状況というのを調査した上、また部の平準化といいますか、仕事量等を踏まえまして、そこの部の下に張りつく課についての配分を見えています。だからといって全然そこに該当しない

課を違う部の下に張りつけるということではなくて、やはり他市の状況等も踏まえながら、やさしさ支援課を総務部につけた状況です。

（野本）何かもっと的確な説明があるのかなと思ったのですが、私、組織図というのは命令系統だとか予算の落とし込みだとかというものに合理的な何か説明でされるものだと思っていたので、総務部に流れてくる予算はここにあるべきという、そんなような認識、内容的にはもっと事務分掌の中に書かれている人権に関することとか、男女共同参画に関する事、消費生活に関する事というような事務分掌は総務にあるべきだからということなのかなというふうに思ったのですが、その辺の感覚はどうなのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）総務部というのは幅広い分野にわたるというふうに考えています。逆をとりますと、例えば先ほど言いました財務部については、将来にわたる財政計画ですとか、公共施設の管理ですとか、そういう部分を集約させていただいております。市民生活部については、やはり市民に密着した関連した課をつけておりますし、こども未来部においてもやはり子育てというところがあります。福祉健康部についても福祉と健康づくりというところでありまして、その他の分野としてやはりどうするのかというところを内部でも検討した中で、先ほど言いましたように他市の状況等をいろいろ調査した中で人権に関する事、また男女共同参画に関する事等を踏まえた中では、やはり総務部にあることがベストなのではないかなというふうに考えまして、総務部の中にやさしさ支援課を張りつけたものです。

（野本）私だったらちょっと別な説明をするのですが、やさしさ支援課というのが、市民からこの組織図を見たときに、一番行きやすそうな場所に見えるわけです。相談しに行きやすそうな。そういう意味で私自身は今まで自殺対策ですとか、そういう事業、事務事業についていろいろやりとりさせていただいた時に、それを中心的に扱う部分、組織というのは健康づくり課だったわけです。健康づくり課だけでできることではなくて、当然全庁的に協力してやっていただかなければならない部分でやさしさ支援課も当然かかわってくる。税の部分も当然かかわっ

てくる。精神保健的な部分がかかわってくる。もう一つは、学校教育もかかわってくる。そういう意味で、私自身は総務部に入ってもらったことというのは、動きやすく、わかりやすくなるのかなというふうに思う部署でもあるのです。そういう連携しやすさとか、そういうところまで今後さらに実際に組織を動かす来年4月までに詰めていていただきたいと思うのですが、そういう部分の捉え方、どう捉えていただけるでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）委員おっしゃるとおり、例えば自殺対策についてはもう全庁的にいろいろな相談等を含めまして連携しております。4月以降、やさしさ支援課においても同じように今までどおり健康づくりを補完しているような、そういう連携を強化した上で総務部の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（野本）時間が申しわけないのですが、あと1つは聞きたいのですが、自治振興課については総務部自治文化課にあった部分というふうに理解してよいのかどうか伺いたしたいと思います。

（企画部副部長兼総合政策課長）主立った課としましては自治文化課が自治振興課になりますけれども、新たな自治振興課には事務分掌としてはやはりほかの仕事も入っていく予定になっていますので、自治文化課がそのまま消費生活が抜けて自治振興に丸々来る、そこにまたほかの仕事も事務分掌として、組織の中の事務分掌として加わってくるというふうに考えております。

（野本）議案調査をした中で、今までの組織図の中で市民活動推進という部分でコミュニティふれあいセンター、市民センター、本町コミセン、それから文化センター、市民活動センター、映画館というものが入っていたと思うのですが、これについてはそのままそっくり今度教育部のほうに移るような説明を伺ったのですが、全部がそちらに行くということになるのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）今の案では、まず文化センターと映画館については教育部のほうに考えております。それと、空き家について

は都市建設部の中の建築住宅課に移管する予定であります。

（野本）自治文化課が扱ってきた鴻巣市文化センターと映画館は教育部になるということになるわけですね。その意図というのはどういうことなのでしょう。

（企画部副部長兼総合政策課長）今まで教育総務部生涯学習課で文化に関する、市民文化祭だとかそういう部分を行っておりましたので、文化というものについて今回集約させていただいて、生涯学習課の事務分掌の中に文化センター、映画館というのを取り入れていきたいというふうを考えております。

（野本）私の感覚ですと、スポーツ課が教育部に入ったくらいこの文化センターと映画館が市長部局から教育部局に入ったというのは大きな出来事なのではないかなというふうには思っています。これを受け取る教育部側は今からどう受け取ろうとと思っているということが聞けるのかどうかかわからないのですけれども、この調整の中では教育部局は何かやりとりがありましたでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）今回議案として提案させていただいている中身は、全て個々に調整をさせていただいた上での提案となっておりますので、もちろん今回教育部の話だけではなくいろんな部署でさまざまな議論はありました。その中で調整をした上で今回提案させていただいておりますので、感情的にはいろいろあったかもしれませんがけれども、調整はした中で教育部に文化を入れるという形になっております。

（野本）教育部さんはここにいないので、聞けませんので、以上で終わります。

（坂本）今までいろんなことをお聞きしたので、それほど多くはないのですけれども、幾つか聞きたい。

まず最初に、今回のこういう組織編成について、最初に市長のほうから今回私の公約実現のためにこうやりたいのだということがあって、執行部というか、部長クラスの人たちが組織については、ではどういうふうにしていこうと考えて今になってきているのだと思うのです。その辺はどうなのですか。ちょっとその中の流れを、それ合っているかどうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 坂本委員おっしゃるとおりでございまして、今回もちろん市長が選挙に立ちまして公約を掲げて、当選されて、もちろん市長のマニフェストに掲げて6次総振の達成に向けてというところが一番でありまして、ただこの機構改革するに当たってはそんな簡単に短時間にできるものではありませんので、もちろん事務方としては常に組織の課題というのは今回だけではなくて毎年いろいろ考えているところがあります。その中で今回市長のマニフェストが出た中で、一番組織を動かすのにどういう体制がいいのかというところを考えた上で、庁内検討委員会とかそういう組織を立ち上げて議論いただいた中で案をつくりまして調整をさせていただいたところです。

(坂本) 今までのそういう会議の中で今までの組織体制ではどうしてもできないのだと、難しいのだというところは幾つかあったわけだよね。だから変更したわけだから、その主なところをどう感じているか。

(企画部副部長兼総合政策課長) それでは、一例で申し上げますと、障がい福祉課というのは今回健康福祉部にございます。以前は障がい福祉課ってあったのですけれども、4年前のときに福祉課に統合しております。ただ、やはりそうしますと福祉課が非常に、職員の数も多いですし、なかなかマネジメントしづらい部分があって、この部分はやはり分けたほうがいいのではないかとということで、この部分については前回の反省といたしますか、やはりどういう、いろいろ動いた中でベストだと、ベストって変ですね、ベストな組織というのはどういうものかというところで今回障がい福祉課をまたつくったところです。先ほど言いました子育て支援というところでは、やはり健康づくり課にありました母子保健担当を今回こども未来部ということで、やはり子育てには充実した子育て世代のお母さん、またお子さんにもわかりやすいような部をつくるというところで考えたところです。

(坂本) こういう部がかわって、そこにそれぞれ張りついている課そのものの仕事というのは、上位法でも変われば、それもまた変わってくるというのは、これは当然なのだけれども、そんなに変わるわけではないですね。市民課なら市民のためにと、企画なら企画はどういうふうにし

ていくとかと、そういう大もとというか、大まかなところは変わらないのだよ。我々が見ると、今回の組織改革、部の名前を変えたり、課の名前も変わるけれども、そういうふうなことをやっているのと、やっぱり市民の感覚からすると、せっかく覚えたのに、また変わってしまったよと、そういうふうな思いがすごくあると思うのだよね。法律で変わるのはいしよがない。そういう流れできているのだから。だけれども、市の中の体制を、せっかくここ何年かでなじんできた、それをまた変えて、今度場所も変わってしまうのだよ。移動する部も出てくるわけだよね。今までここ1回行けばよかったの2回行くとか、そういうことも起きてくるわけ。それは市民に不便をかけるので、だからなるべくそういうのはないようにする。本来なら適材適所で、部は同じで、課同じで、担当多少内容変わっても、そこにいる人が一生懸命その担当のためにやるのであれば、そんなに難しい話ではないのだよ。課がどこにあらうが、部がどこにあらうが。だから、そういうのを基本に考えて今回のもやっているのか、それとも自分たちがその中で配置するために単なるそういう部署を確保するための組織変更では余り意味がないかな。だから、やっぱりそれは市民のためにこれが最良なのだという考えで今回も出ているのだと思う。ということはこれはもうしばらくこのままいくのだよと。市長がかわればまた変わるのかもしれないけれども、でも最低限今の市長がやっているうちはそれをきちんとやっていくのだと、それでいけるのだという自信があるかどうか、それを聞けばいいや。それ以上のことはなし。それだけ。

（企画部副部長兼総合政策課長）委員おっしゃるとおり、市民がなれ親しんだ場所、ここに来ればこれがあるのだというのはおっしゃるとおりだと思いますが、その部分については今後丁寧に来庁される市民の皆さんに窓口ですとか、総合案内ですとか、広報等でお知らせしていきたいと思っています。今後ですけれども、これで100%オーケーかというのと、やはりやってみたらちょっと課題があったとか、そういうこともありますので、一部の組織は、先ほど言いましたように例えば何年、一遍に考えているわけでなくて、不都合があるという場合は総合政策にいつも話題に

はなりますので、そういう部分を捉えながら必要なところは変えていきたいというふうに考えております。

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時29分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、何点か質問をいたします。

提案説明にあったように、市長が5選を果たして、その市長のマニフェストに基づくものと第6次総合振興計画に基づいたものを着実に実現するための組織改革であるということはわかりました。それは提案説明の中なのですけれども、一番は地方自治体というのは日本国憲法に基づいて、そして地方自治法に基づいて行政を行うと。だから、行政マンは先ほど中立性が求められるというふうにおっしゃいましたが、その中立性ということは何をもって中立性とするのかということをお先にちょっとお尋ねをしておきます。公務員の中立性。

(総務部参事兼職員課長) 地方公務員法第30条に基づきまして、常に公務員は全体の奉仕者としてという部分に基づいて、それからもう一つ、政治的行為の制限という部分に基づきまして政治的中立性というものが私たち職員には課せられていると認識をいたしております。

以上でございます。

(竹田) 公務員はそういうところでは地方公務員法に基づいて仕事をす、それはあくまで仕事の範囲であって、基本的人権がプライベートの時間では保障されているわけです。基本的人権は最大限保障されて、それに基づく地公法に基づいて仕事をすると。仕事をす立場は、いわゆる憲法でうたわれている第99条に基づいて憲法の精神に沿って仕事をすというのが公務員の役割ですよね。その解釈でいいですね。

(総務部参事兼職員課長) おっしゃるとおり、地方公務員法は地方自治法を敷衍するため、また地方自治法は日本国憲法を敷衍するために私た

ち地方公務員に対する特別法として設置をされているものですので、根幹は日本国憲法にあると認識しております。

（竹田）ですから、日本国憲法が根幹にあるということだから、政治的中立性というよりも、それは全体の奉仕者であるということだから、全体にやるということですから、憲法に沿って仕事をすると。ここにうたわれている国民の基本的な人権をどう保障していくかというところを一番大事にしながら仕事をすることの解釈でいいですね。

（総務部参事兼職員課長）大きな意味では当然そのとおりだと認識しております。

（竹田）ですので、そういう視点に立って今回の行政組織条例というのはつくられているというふうな確信を持って言えますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）市民のための組織改正条例になっております。

（竹田）はい、わかりました。では、市民のための行政組織改革だという視点で本当にそうなのかどうかちょっと検証をしていきたいというふうに思います。では、名は体をあらわすといいます。だから、何をするかというのは一目瞭然、そこの課や行ったときに市民にわかりやすい、先ほど坂本委員も市民にわかりやすい行政組織にすることが必要だというふうに言って、ではどういうふうにするかを決めていくのは市長からの意見があったのかというふうに質問されたときに、そのとおりですと、だから市長は全体の意向として先ほど一番最初に示された今回の行政組織条例改正に当たっては5選された市長の意向が多いよということだから、ではなぜ市長政策室としたのか。その中には市民生活にかかわる企画立案ということで書かれています。今までそういうこと一切ない。私は、もしそういうふうなことで市民が本当に立場でやるというのだったら、なぜ市民政策室にしなかったのか、なぜ市長政策室にしたのかというところが私は一番最初見たときにちょっと感じたのです。市長ファーストの政策立案になるのではないかと。市民ファーストというのだったら常に市民に注意しなさいよというふうにみんなはそういう認識になるけれども、市長というふうなことが一番最初に来ると、皆さんも市長

というふうに、ましてや皆公務員としてやっていくわけだから、ちょっとそういう点でもなぜ市長というふうにつけたのか、市民政策室というふうにしなかったのか、そこら辺の議論はどのようにされているかお伺いしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）市民にわかりやすい組織というところでは、市長政策室についてはやはり幾つか議論はあったわけですが、市長のマニフェストについては、やはりこれは市民のためのマニフェストですので、市の今一番の大きな課題というのは人口減少であって、その抑制とか、それに対応したまちづくりというところですので、それに沿った、マニフェストに沿った政策を総合政策課、また秘書室、秘書課と総合政策課が連携しながら、またそれを全庁的に取りまとめて、そういう市民のためのまちづくりを進めていくという意味での市長政策室という名前になっております。

（竹田）では、市民のための政策というのだったら、何で市民政策室としなかったのですか。市民のための政策というふうにあえておっしゃっているのだったら、なぜ市民政策室というふうにしなかったのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）いろいろ議論はあった中で、必ずしも室の名前として市民政策室としなくても、今申し上げたとおり市長のマニフェスト、これ自体は、繰り返すようではありますが、これは市民のための政策でありますから、これについて、市民や全庁的にほかの部署にわかりやすく説明するとか、政策を進めていくとか、そういう部分において市長政策室という名称ですので、特に市民、市民が一番というのはもちろん念頭にあるわけですが。

以上です。

（竹田）でも、名は体をあらわすのですよ。もちろん政治の主人公は市民の皆さんです。だからこそ、では市長という名前をあえてつけたのは何があるのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）やはり今まであったように秘書課というのもあり、また市長室という部署が以前に8年間ぐらいあったかと思うのですが、やはりそういう部分で秘書課の部分と、あとは総合

政策として企画立案していく部分と、そういう部分を今回1つの部といいますか、室にしましたので、その中で市長政策室という名前になったものです。

(竹田) わかりました。ここで幾らやってももう皆さんはいろいろ議論してやったのですけれども、私はこの命名について、市民の皆さんにこうなのだよというふうに言ったときに、一番最初に出てくるのは市長ファーストだと、市民という言葉がなかなか出てきていない、やっぱり政策、名は体をあらわすと先ほど申し上げましたけれども、やっぱり市長ファーストでやっているという印象を受けますというのが一番出てきたので、今までだって秘書課とか、秘書と、要は市長の公務にかかわる部分はちゃんと網羅しているわけだから、やっぱり今回5期を受けた段階で大きく政治姿勢がここに出たのではないかというふうに受けとめている市民がいましたということをお願いして、続いて部の中の配置の中で、地方自治法では住民の福祉の増進に努める、それが一番大事な役割ですね。だから、福祉の分野をどうしていくかというところで、そういう中で今回国保と後期高齢者などは福祉に書いていないのです。市民生活部にしたので。それは何がゆえに市民生活部になったのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 国保年金課は市民生活部に位置づけられております。これはやはり市民に密着した窓口ということもありまして、市民課とやはり連携する部分大きいところもありますので、その部分を含めまして国保年金課は市民生活部に位置づけたものです。

(竹田) 基本的には市民の生活全部密着しているのです。だから、市民生活と。では、逆に言えば市民生活部1つだけでもいいのです。道路だって市民の生活に全部密着しているし。全部市民の生活に密着しているのです。それは前提なの。だけれども、名は体をあらわすと言ったように、何を一番その中で大事にしているかということを目瞭然にした私は組織改革を行うべきだというふうに思うのです。だから、市民生活に国保だって年金だって密着しています。みんなそう。そういうふうに言うと1つの部で済んでしまうのです。市民生活部、中に課がいっぱいばあばあと出るようになるのだけれども、私はあえて健康福祉から外し

て市民生活にしたと。福祉の増進に努めるという点では、国保や後期高齢者、国民年金という部分は福祉の概念が非常に強いのです、福祉の概念が。だから、社会保障としてちゃんと位置づけられる。だから、福祉の増進に努める。特に国保なんかは地方自治体が、今広域化になりましたけれども、地方自治体が被保険者としてやるわけでしょう。そういう点からいうと市民生活部に移したということは、私は福祉という本来自治体のあり方から外しているのではないかというふうにちょっと受けとめたのですが、そうではありませんと多分おっしゃるけれども、どうなのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）そういうことではございません。

（竹田）さっきからしつこく言います。名は体をあらわして、やはり市民生活一般に位置づけているところ、福祉にあえて入れなかったということはなぜなのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）健康福祉部においては、福祉、障がい福祉、健康づくり、介護というところで介護サービス、また従来の健康づくり、障がい福祉課という部分、これを1つに含めましてわかりやすまとめたところではあります。済みません、繰り返すようではありますけれども、やはり国保年金課、窓口としても場所が変わるわけではなくて、やはり市民課から国保年金課に流れていく、やはり連携が非常に必要かなというふうに思っていますので、そういう観点から1つの部の中でまとめたところではあります。

（竹田）ということは、流れの中でやったと言いますけれども、やっぱりさっきの言った健康福祉部、福祉部の中に入らないということは、国保なんかはやっぱり福祉という概念の中から私はやはり外れていくというふうにちょっと受けとめますので、それは市の姿勢がここにあらわれてきているというふうに思います。

それと、あともう一つは、地域福祉に関する事、これは福祉ということがありますが、憲法第25条は、いわゆる社会保障として公的な役割としての部分があつて、これは諏訪議員が本会議でも聞きましたけれども、社会福祉、いわゆる公的な役割としての福祉と地域福祉というふうに

つけた、その違いは何でしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）社会福祉という言葉の概念なのですが、社会福祉という、例えばその事務分掌であらわしたときに、従来の例えば障がい福祉だとか児童福祉だとか、そういうもの全て、言葉の概念として社会福祉に含まれるものだというふうに考えております。ですので、あえてそこを社会福祉と障がい福祉、児童福祉というふうな今までの並列ではなくて、全てが社会福祉だというふうに考える中では、今回新しくなった健康福祉部の中では社会福祉という概念の中で切り出して地域福祉、生活保護、高齢者福祉、障がい福祉ということで分掌事務をあらわしたところです。

（竹田）私は、申しわけない、一生懸命やっているというのはよくわかります。一番は、先ほど公務員は全体の奉仕者であると。全体の奉仕者であって、日本国憲法を体現して仕事をする人ですよね。そういうものに基づいてやるという点では、なかなか今回の、申しわけないのですが、私はそういう思いとか、そういうのを行政組織条例の中から、また提案説明は市長の、市長はそういうふうな思いではないから、多分あえてそういうふうにならないのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、これは市長との関係だから質問しませんが、やっぱり地方自治法が一番福祉の増進に努める、そのためにどうしていくかということがちょっと感じられないのですけれども、ちょっとこの部分の中で、行政組織の中でどこがどういうふうにして福祉の増進に努めるという点で力を入れているかということだけ、ちょっとわかりやすくお答えいただけますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）先ほどほかの委員の中でも申し上げましたけれども、今回の中ではやはり組織の中でこども未来部を新しく新設をさせていただきました。この中では切れ目のない子育てということ、妊娠期から子育て期まで継続的に支援していくという部分で新しい部をつくりまして、今まで健康づくり課にあった母子保健担当をこども未来部の中に位置づけまして、やはり市内でお子さんをたくさん出産していただく中で相談窓口とか、そういう部分を充実させたいというところ

で考えているところです。

(竹田) わかりました。こども未来部とかという新たな組織ができるということはわかった。子育てに特化していくというのはわかるのですが、子育ての未来は何ですか。変なちょっと聞き方するけれども、子育ての未来は老後なのです。フランスは、いわゆる出生率を高めている。スウェーデンもそうですけれども、出生率を高めている最大の要因は、高齢者福祉を充実させたことだそうです。それはなぜかというと、子育てをした結果、私たちの未来が豊かになるのだというその未来像が語れるわけでしょう。子育てはもちろん子育てで応援していただくのは大いに私はお願いもしたいと思っていますのですが、子育てした結果、自分たちの将来はどうなるかといったら、敬老祝金削られたり、国保税が上げられたりするような市政だったら来ないです、一生懸命やったとしても。やっぱり私は、そういう点からいうと、先ほどの国保とか後期高齢者とかそういう部分も含めれば市民生活一般の位置づけではなくて、やはり健康福祉としてちゃんと位置づけて、自分たちの将来の高齢化社会でも豊かに生きられるのですと、そういう見通しがない限り、子どもを産み育てようというふうな意欲につながっていかないというふうに私は思うのです。ですから、やっぱり長期的なスパンで見たときに、それにふさわしい命名もする、それにふさわしい組織改革にしていくこと、そこだけ特化してもやはり、それは大事なことですけれども、そういう点のもっと将来を描いたやり方にしていくことが私は必要だというふうに思いますが、どうなのでしょう。そういう部分では調整の中でどう議論されてきたのか。

(企画部長) 今回福祉の部分ということをまずお話しさせていただくと、まず福祉、今まで福祉課というのが1課で障がいとか社会福祉、生活保護等も含めてやっておりました。ただ、近年のやっぱり社会状況によって生活保護の方がふえるだとか、あるいは障がいの方がふえるという中で、1課でやった場合に、そういったサービスの迅速性を求められているという中で、増大する事務量に対して市民の方に迅速に対応できなくなるのではないかとということも含めて、今福祉課で1課でやっていた

ものを福祉課と障がい福祉ということで分課をさせて、より迅速にそう
いった方々に対応していこうというところで一転福祉部門で機構改革を
させていただいております。

ほかもやはり子どもを産んで育てていただいて、お年寄りになった段階
でいろいろな手厚い扶助をやっていくというのは当然やっていかなくては
いけないのかなど。そのほかにやっぱり住んでよかったと思われると
いうところになると、社会インフラという部分も出てくるというふうに
考えております。なので、そういったところと都市整備部を、都市整備
部と建設部というのが今まではあったわけですが、ここの2部は
一体化したほうが、例えば道路の整備、あるいは市街地の整備につい
ても迅速にスムーズにいくだろうというところで都市建設部というところ
に集約をさせていただいております。また、大きくいくと、先ほど来お
話があった市長政策室という中にはあって、いろいろな新たな社会ニー
ズに迅速に応える、あるいは新たな鴻巣市としての企画を出していくべ
きだろうというところで秘書室と総合政策課のほうを一本にしていくと
いうことで、さまざまな部のところにもいろいろあると思うのですが、
財務部については健全な財政を保たないと当然何をやろうとしてもでき
なくなるというところも含めて、いろいろありますけれども、この機構
改革全体を通してやはり市民の皆さんの生活を守る、そして子育てをし
ていただいて、仮に体がご不自由になったとしたとしても、より迅速な
市民サービスができるというところで、この鴻巣市全体で鴻巣市に住ん
でいただきたいと、住んでよかったというふうに思っていただけ
のような組織改正をさせていただいているというふうに考えております。
以上です。

（竹田）わかりました。各課の果たしている役割はわかりました。各課
はそれぞれそういう行政事務というか、やっているのだけれども、それ
を取りまとめる部の配置の問題だよ、今大きく変わったのは。それを
どこにどういうふうに配置するかというところで、先ほどから私は申し
上げているとおり、市民生活部の中に国保や、それから後期高齢者とい
う一番、失礼だけれども、でも国民健康保険に入っている人たちという

のは社会全体の中では所得の低い人たちが多く入っているという点からいうと、もっと福祉の部分に厚くするほうがいいのではないのと、一般的な、いうことも含めて先ほどから強調しているのですけれども、国保だって介護やみんなそれぞれ担当の課は同じ仕事です。だけれども、どのように位置づけて部としてやるかという、今度部長の認識が大きく私は変わってくるというふうに思うので、あえてしつこく質問をさせてもらっています。だから、やっぱり部長が市民生活の一般的な部分として受けとめるのか、いわゆる健康福祉として国保というのは特に国民健康保険に加入をしている人たちの健康増進にかかわること、そして命に一番かかわるわけだから、そういう点からいうと市民生活一般的な取り扱いとはちょっと違うことに私はなるというふうに思うので、あえてしつこくするのですが、どうですか、部長としては。全般にやりますよと答えるから、もう余り聞いても意味はないかなと思うのだけれども、部長の認識としては市民の皆さんの健康や暮らしを守るために頑張りますというわけだから、それはそのとおりで、部長さんがそれ以上違うことを答えたらまた問題になると思うのですけれども、でもやっぱり認識としては私はこういうふうになっていくのかなと思ったので、あえて質問をしています。福祉部と市民生活との部分での位置づけというのは変わるのではないかと思うのですが、そこら辺はちょっと確認したいと思います。

(企画部長) 答えを先に言われてしまっているところなのですけれども、ただ国保年金課については、やっぱり社会保険と国保ということで、その人のいわゆる体の状態とかではなくて、そういった仕事の関係だとかなんとかで国保ということになります。国保については、国保加入者全体の医療ということになると思うのです。国保加入している人が風邪を引けばこうなるという中で、一方、例えば福祉関係というのは、例えば介護保険だと介護認定を受けないと介護保険のサービスの提供者にならないというところで、ある程度限定されて、福祉部分というのはサービスの部分なのかなという認識が1点あります。国保については、広く一般的に風邪を引く、病気になるといえば国保のそういった垣根がなくや

りますので、そういった意味で市民という広い枠の中で国保ということ
を置いたほうがよいのかなという考え方でこういった組織改正をさせて
いただいております。お答えとしますと、我々職員、市長以下全員市民
のほうに向けて業務を日々やっておりますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

以上です。

（竹田）はい、わかりました。市民のほう向いているのは当たり前で、
市民のほうから反対向いていますなんて答弁なんか曲がってもできない
ので、それわかりました。

それと、あともう一つ、最後ですけれども、都市建設部ということで、
前は2つの部に分けたのだ。また1つの部にして、ではどういう総括を
して2つにしたのか、どういう総括をして1つにするのか、非常にここ
が私例えば道路一つとったって、市民の苦情とか要望とか一番多い課で
すよね。みんな道路を通らない人はいないわけで、そういう点からいう
とそういう一つとっても非常に大きなところなわけで、だから道路とか
橋梁とか水路と、河川とか、一つとただけでも大変、それとあわせて
区画整理もかかわる、それから公共下水もかかわる、それから上下水道
にもかかわる、そういうところの部分も1つに、事務としては全部ハー
ドの部分にはなると思われるのですけれども、1つだったものを2つにして、
2つだったものをまた1つにする、その中の議論はどのような議論の過程
でこうなってきたのだか、総括も含めてちょっとお答えいただきたいと
思います。

（企画部副部長兼総合政策課長）以前にまちづくり部というのがありま
して、その後に都市整備部、建設部、分かれたことがあります。ちょっ
と申しわけないのですが、そのときの経緯というのは存じ上げないわけ
ですけれども、今回それをまた1つにするというのは、部長も申し上げ
たとおり、都市計画から始まって、では道路つくりましょう、公園つく
りましょう、下水入れましょうというのはやはり1つのまちづくりのも
のだというふうに思っておりますので、ここを部長のマネジメントの中
で一体的に考えていただけて進めたほうが効率的ですし、理想なまちづ

くりが形成されるのではないかというふうに考えておりますので、今回都市建設部として1つの部にまとめたところです。全体というのはこの機構改革全体のということでしょうか。今回の機構改革は、我々これをつくって提案する中では、この状態が一番いい機構である、いい組織であるという自信を持ってこれを作成していますので、これを市民の皆さんにも周知して、市民の皆さんが利用しやすい市役所にしていきたいというふうに考えております。

(竹田) はい、わかりました。ではそれは絶対まちづくりとすれば第6次総合振興計画の中でハードの部分とソフトの部分とすれば、ではそういう考え方にするとさっきの市民生活部1つで済んでしまうというふうに変ってくるけれども、考え方としたら、そういうふうになるのではないですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 市役所の組織として、では部が1つでいいのではないかというのはもちろんですけれども、これも部長が申し上げたとおり市民のほうに向いて我々職員は仕事しているわけでして、では部が1つで部長が1人で全ての課を掌握できるかということ、それはやはり無理がありますので、そこは今回支所とか会計管理者除いて9部ですけれども、この部長たちのマネジメントに非常に、部長たちの能力を発揮していただいて、自分たちの部の、所属する課の統括をしていただきたいというふうに考えております。

(竹田) では、ちょっと最後になります。
ということは、ここに書する都市建設部にかかわる会計というのは幾つの会計なのですか。特別会計も含めて。

(企画部参事兼財政課長) まず、一般会計があります。それ以外に区画整理として広田と北新宿、それと企業会計になりますけれども、上水道と下水道、それと農業集落排水ということで、全て合計しますと6会計ということになります。

以上です。

(竹田) ということは、企業会計も含めて6会計について全て精通すると、それらも含めてマネジメントできる、コーディネートできる人がこ

ここには配置されるという、いわゆる適材適所だとすると、応えられるような部長が本会議場に出てきてやると、副部長とのいろいろ業務の仕分けもあると思うのですが、そういう解釈でいいということですね。

（総務部長）今話しましたように、都市建設部のほうにつきましては会計が6会計になりますので、部長を筆頭に、あと副部長級を配置は考えなくては行けないかなとは思っております。

（竹田）では、わかりました。任命権者になりかわって答えていただきましたけれども、ちょっと最後、この体制で引き続き700人体制でいくわけですね。今回指定管理にする部署のところは基本的には正職員は配置されていなかったというふうに私は理解しているのですが、まずその理解でいいのかということと、新たな機構改革に、行政組織条例の改正によって職員の皆さんが健康で元気で働いて頑張ってくださいという点では、時間外労働の部分では解消されていくということの見通しはどうか、そこら辺も含めてちょっと最後お聞きしておきます。

（総務部参事兼職員課長）新たな行政課題に対応するための機構改革という中で、当然その業務量も含めて多くなるものもございます。こういった部分については、当然これから人事配置等も組織担当と今話し合っているところですが、原課のご意見等もお伺いをしながら今後の行政の方向性、こういったものを見据えて人事配置は行っていかなくては行けないという部分がまず第1点と、時間外労働の部分については、当然今回機構改革というのは一つ一つの事務事業を各課が見直す一つのきっかけになると私ども職員は認識をしております。そういった中で、より効率的、効果的な事業を行うための方法を私たち職員一人一人が考えながら、ただ漫然と事務を引き継ぐのではなく、そういった部分で機構改革を一つのきっかけとしての意識として高めていくことにより、時間外手当というものも減少あるいは維持、維持というか、失礼しました。増加を防ぐことができるというふうに考えております。

もう一点、指定管理した部分については、正職員が張りついていていたかいなかったかということについては、張りついていないというところの委員さんのご指摘で間違いがないというふうに考えております。

以上でございます。

(中野) 最後、この議案に対する最後ですが、これまで各委員がそれぞれ質問された中でダブる点があるので、それはちょっと省略しますが、最初に職員課長のほうから地公法、そして地方自治法、加えて最上位にある憲法という一連の話がありまして、職員課長はそういう見解述べられましたけれども、ほっとしています。あとの職員の皆さんどういう意識を持っていたか知りませんが、公式にそういう答弁をいただいたことについて、まず私自身ほっとしております。やっぱりそうしたものが地方公務員の中で大切、常に忘れてはいけないことだということだけちょっと申し上げておきます。

そういう中で、いつかお聞きした細かい事務分掌についてお聞きするのですが、まず最初に先ほど出た、今度市長政策室というのが新しくできました。そこで私が一番気になったのは、市政の総合的な企画立案に関するということ載っています。これまでは、これに類似したものが企画の中にありました。それは何かというと、行政の総合企画及び調整に関すること。ですから、ここでは当然、これまでの企画部は総合企画ということとどこまでその施策にて踏み込んでいくのか、そしてそれを各部とともに調整するという機能を持っていたのは私今の企画部だと思っているのですが、今度市長政策室になると極めてがっとう出てくるのが総合的な企画立案に関すること、つまりここで全て市の政策について企画立案していくということになると、私が一番心配しているのは、先ほど来のやりとりの中で絶えず顔は市民に向いていますよと言うものの、これはやっぱり権力の集中化ということになってはいかない、そういう方向になるのではないかという非常に疑念を持っているのです。そうしたやっぱり権力の集中化ということは、いわば独走していくということになってくるわけですから、その部分こうした、名は体をあらわすとさっき言いましたけれども、このことについてそうしたこともないということはきちっと言えるのかどうか、そこをまず最初に伺っておきたいと思います。

(企画部副部長兼総合政策課長) 分掌事務ですと、今委員おっしゃると

おり行政の総合企画調整に関する事、新しい中で市政の総合的な企画立案ということになっております。独走になるのではないかと、権力集中するのではないかとというお話ですけれども、決してそういうことは全くありません。今までどおり調整も含めて企画立案、調整も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

（中野）今までどおりということになれば、あえてこの市長政策室なんていう部を設けてこいつ言う必要はない。今までの企画部の中に置いておけばいいわけで、それをあえて市長政策室という部をつくって、そこにそれを持ってくるというのは、やっぱりありませんとは言えども、ではなぜそういう組織機構を変えるときに企画部にあったものを、しかもそれ文言を変えて、企画立案に関する事、市長政策室置く、そういうありませんと言われるけれども、では何のためにこういうふうに変えたのだという疑問が残ってならないのですが、どうですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）今まであった企画部というのがまず今回なくなりました。企画部を分けたときに、それぞれ今回財務部ということで1つの、こども未来部もそうですけれども、財務部というのを一つの目玉として考えている中で、それぞれ振り分けとなったところでやはり市長のマニフェストの中にそこで6次総振を着実に推進しましょうというところがうたわれておりますので、まず6次総振をきちっと管理して、総合政策を管理して、指標である部分、各施策、そういうものをしっかりと達成できるように管理、調整していきましょうという部分において市長政策室の中に置いたという形でございます。

（中野）それでは、再度確認しますが、権力の集中化ということは、このことによっては起こらない、やらないということをお答えられますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）当然に例えば市長の命令が全てということではなくて、市民のために一番いい政策を考えていきたいというふうに考えています。

（中野）今、企画部の副部長兼総合政策課長から今答弁あったということで、そのことを信じ、今後の組織運営を見守っていきたいというふうに思います。

次に、先ほど今までの都市整備部と建設部が一緒になって都市建設部という名前になると。私これ大賛成で、非常に評価しているところです、私自身は。今まで実際自分も議員でやっていながら、勉強不足もあるのでしょうけれども、これは建設部なのかな、都市整備部なのかというふうに迷うことがあったのが、今度窓口一本化になったという点で評価できます。ところが、先ほど言いました会計を6本持っているということの中で、業務範囲も今までの福祉子どもと同様に非常に広がってくるという点で、先ほどの冒頭の説明の中で私が聞き取ったのは間違いがなければ、37課から40課になったというふうに……

(38から45の声あり)

(中野) 38から40か。ごめん。38から40になった。訂正します。

(45の声あり)

(中野) 38から45課ですか。40課でいいよね。38課から40課になったと。ということは2課ふえているのです。そういう点で2課ふえたということについて、やはり今言った都市建設部、この中にそうした課がふえていくのか、いわば細分化していくのかという、そのふえるというのはどこがどうふえるのか、ちょっと最初お聞きしておきます。2課ふえるのですから。

(企画部副部長兼総合政策課長) ふえた課となくなった課もあって、相殺されるわけですがけれども、まず都市建設部の中では産業立地プロジェクトが都市建設部の中にございます。そのほかですと、新しくできた課でいいますと財務部の中に資産管理課という課ができておりますし、障がい福祉課も先ほど福祉課から分かれて障がい福祉課というのをつくりましたのと、あと子育て応援課、青少年課というところで、新しい課はございます。また、今まであった工事課というのがなくなりました。あと、産業振興課、これもなくなりました、いろいろ相殺しますと38から40という形になります。

(中野) それは、今の件わかりました。

次に、私考えていることは今までは健康づくり部の中にいわば高齢者福祉に関する、介護保険に関する、国民健康保険、後期、中入っていたの

です。今回の新しくなると、あえて介護だけを健康福祉部に持ってきて、残る国民健康保険、後期、国民年金等については市民生活部にといい、この介護を切り離したと、今まで健康づくりにあった3つの、いわば国保、それから介護、それからもう一つは後期高齢者、これを介護をいわば分けたと、健康福祉部に持ってきたと。この介護を健康福祉部に持ってきたという理由はどういうことなのですか。私は、少なくとも市民目線に立ったときに、やはり国民健康保険の保険の問題もあるし、後期高齢者の保険の問題もあるし、介護保険の保険の問題もあります。そういう点を窓口一本化しないで分けてしまうということが実際市民の立場に立った場合、わかりづらくなるのではないかというふうに思っているから、今までどおり健康づくり部の中に3つ置いておいたというやつをあえて1つと2つに分けてしまったというその理由を聞いているわけです。

（企画部副部長兼総合政策課長）今までありました健康づくり部には健康づくり課、国保年金課、介護保険……今までは長寿いきがい課という課だったと。その中で介護保険と健康づくりと一緒にしたというところでは、やはり福祉と医療サービス、これを1つの中で集約したわけですが、やはり健康づくりと介護、もちろんそれ国保もと言われてしまうかもしれませんが、やはり健康づくり課、高齢者介護サービスと健康づくり、やはり連携して行うところもありまして、それと福祉、高齢者福祉も含めまして高齢者、介護というところで健康福祉部という位置づけになっています。

（中野）私が思うには、例えば介護保険の中でも具体的な事業運営、これは確かに健康づくり、ここでいう健康福祉部でも私はいいと思うのです。だけれども、保険のことについては、それぞれ制度が違うわけだ、国保の保険制度。保険に関しては、やはり私は国保だろうが、後期高齢者だろうが、介護だろうが、やっぱり一本化することによって市民は相談しやすいのです。事業運営は、確かに介護保険とつくもの、介護に関することになれば、それは健康福祉部というところに属するという課長の説明わかる。こと保険について言えば、窓口は一本化したほうが市民

にとってわかりやすいという、そうした観点がなぜとられなかったのか。やっぱり市民の立場に立って、どこの窓口行ったらいいのか、この問題はというときにわかりやすくするという、そのことをなぜ考えなかったのか。このことについて。今言った3つのやつを2つと1つに分けたという。

（企画部副部長兼総合政策課長）国保年金、委員おっしゃるとおり保険業務、あと年金というところで、やはり一方では市民課業務、市民課の業務と連携する部分もありますので、その部分をまず考えた中で市民生活部というところに位置づけた。もちろん、かといって医療だとか福祉とか、それとも関連がないかという、そういうわけではありません。ただ、やはり市民の方が市役所の窓口に来まして、まず市民課があって、隣に国保年金課があるというところでは、そのまま転入されて、もしその方が国保であればそのまま横に行っていたという窓口のあり方、その中ではやはり1つの部として集約して管理していくというところでの位置づけです。

（中野）それでは、わかりましたので、次のこと行きます。我々もう合併してちょうど13年が過ぎて、たしか14年目に入っていくのかな、今まで企画部に合併後の管理及び調整に関することというのはあったのです。今回どこにもそれが無い。見たら無いのです。すると、もう既に合併して確かに13年、今回14年目に入りますけれども、執行部としてはそうした合併後の管理及び調整に関することは一切終わって、もう無いのだというふうに踏んで、この事務分掌を行政機構の改革の中でなくしていったというふうに考えているのかどうか伺っておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）以前では、合併後の管理及び調整に関することという分掌事務でございました。決してこれが合併のことはもう考えない、もういいよということではございません。委員おっしゃるとおり14年目に入りますが、引き続きこれにつきましては市長政策室の中、また総合政策課の中で調整してまいるところです。あえて除いたというのは、もう合併して委員おっしゃる10年たちましたので、分掌事務の、部の中の事務として大きく位置づけるというよりも、組織規則の中

で位置づけていくと。部ではなくて組織規則の中で位置づけていくという考え方です。

（中野）おっしゃるとおり、行政を進めていく、行政事務を進めていく上で、事務的なものについては合併後のいわば調整とかそういうものについては13年、14年になっているから、もうないでしょう。ただ、それぞれ川里にしても吹上にしても鴻巣にしても長い歴史があった中で、市民目線に立てば、まだ市民として何で鴻巣になったらこうなっているのだろうというのが幾つもあるのです。市民から疑問が出てくる。そういう市民の目線に立ってやるというのだから、市民からそういうものがあつたときに、それを取り上げ、そして改善していくというような事務分掌がどこかで明記されていないと、全てがもう解決したのだというふうに捉えることに対して私は非常に危惧を抱いている。これが今回なくなったことについて。それについてどうお考えなのか。

（企画部副部長兼総合政策課長）決して合併のことを考えていないということではございません。もちろん川里町、吹上町、それぞれのご意見今もあるわけですので、それについては分掌事務には今回入っていないということでありましてけれども、済みません、繰り返すようになってしましますが、組織規則の中で合併という言葉を残しながら総合政策課の仕事として位置づけていきますので、そこでごらんいただきたいというふうに考えております。

（中野）ちょっとこれ具体的に文言はないのですけれども、総合政策ということになると、具体的には何部に所属するのですか。総務ですか。今後新しい組織の中で。

（企画部副部長兼総合政策課長）市長政策室でございます。

（中野）市長政策室にそれを持つということですね。

（企画部副部長兼総合政策課長）はい。

（中野）次に、これは私が勉強不足では決してないと思うのだけれども、先ほどの説明の中で野本委員のときかな、出た中で、映画館と文化センターが教育部局に移ると。これも初めて聞いたのです。この中で、確かにスポーツに関することについては教育部局に行くという説明は受けて

います。それは、やはりこれまでの組織、今現行のやつが私はおかしいと思っていたのですけれども、何で市長部局にスポーツから持ってきたのか、おかしいなどは思っていたのだけれども、スポーツ振興法との関係でいえば教育委員会、教育部局に行くのは真っ当な姿だというふうに私は思っているのです。だから、そこはこれでいいのです。ただ、そうした、しかも今度11部が9部になる。2部減ったのは何か。確かに建設部と都市整備部が1つになったから、これで1消える。もう一つは、学校教育と学校総務になると。総務部ね。こんな説明聞いていないですよ、私。聞いていないのです。しかも、映画館と文化センターが教育部局へ移すなんていうのも聞いていない。きょう初めてこれ知りました。なぜこういう説明を少なくともこの中で、鴻巣行政組織条例の新旧対照表と出ているのですよ、資料が。そういう中で、確かに市長部局と教育部局があるけれども、教育部局だってこれによって変わることもあるわけでしょう。映画館だとか、文化センターが向こうへ行くというのだから。そういうのをなぜこの議会に説明資料として出さないのか、出していないのかについて伺いたいのですが。私は初めて聞きました、きょう。恐らく議員の中でもそういう人結構多いと思いますよ。それを私は、議会というものに対してどう考えているのか。

（企画部長）済みません。ちょっと事務の整理の中で教育委員会に関しましては条例の規定ではなくて規則のほうということで、本当に大変申しわけなかったというふうに考えて、我々としても条例と規則という整理をしておりましたので、教育委員会につきましてはちょっと資料としても今回提出させていただいておりません。恐らく前回のときも資料等については提出していなかったのかなということで、ちょっと言いわけになりますけれども、ちょっと前例に沿った形で資料等を用意させていただいたという経緯がございます。その点につきましては大変申しわけないなというふうに考えております。

（中野）企画部長からそういうふうに言われるともう言い返す気はないのだけれども、ただ条例と規則というのはわかっているのですよ、私だって。わかっているのだけれども、今回のこの条例改正に伴って起こっ

てくるものですよ。前回の組織機構改革のときに確かになかったというけれども、しかし前回のときそんな大きなものなくて、言ってみれば教育委員会のもあったものが市長部局に来た。スポーツに関すること。これは条例だから、あったのです。今回も今言ったそういうのもあったのだけれども、そういう点からいうとやっぱり私は規則といえどもこの条例改正によって附帯的に起こること、これはやっぱり議員として市民に聞かれたときにわからなかったでは済まない。それはそうでしょう。だって、議員だったらそういうことまで知っていると思うわ。だから、そういう点からすると企画部長がその辺言ったのは言わないけれども、ただ最後に聞きたいのはこの議会中にやはり各議員にそうした教育委員会関係、教育部局のほうのいわば見直す点、それを資料として改めて各議員に配付してもらえるかどうか、最後聞いておきます。

（企画部長）大変申しわけありませんでした。規則のほうにつきましては、今改正の準備をしているところでありますので、どれだけ早く出せるかちょっとあれですけども、できるだけ早い段階で規則の新旧対照表のような形で提出させていただければと、そういうふうに考えております。

以上です。

（永沼）私のほうからは、いろいろと答弁の中でもありましたように市長の3つの理念というお話がありましたとおり、3つ目の、～育てます～元気よく、笑顔であいさつというのは、これはこども未来部というようなお話の答弁があったと思うのですが、この3つの理念については、どこの部局に当てはまってくるのかというのだけご説明お願いいたします。

（企画部副部長兼総合政策課長）3つの理念、組織ではどういう部がここにかかわってくるかということでしょうか。

1つ目の、～つながります～市民の皆さんの、ふるさと鴻巣の発展に向けた熱い想いを！というのは、やはりこれは総合的な企画立案等が必要であると考えておりますので、市長政策室、またそれに絡めまして、市長政策室が主となって各部に調整させていただきますので、主たる部とし

では市長政策室というふうに考えております。

2つ目の、～守ります～心も体も健やかに、安全・安心で、暮らしやすさナンバー1のまちこうのすを！という部分は、やっぱり安全、安心という部分がありますので、市民との協働を強化する中で安全、安心という部分では警察や消防と連携して実施する防災、防犯、交通という取り組み、また市民活動を推進するということでは市民生活部、また健康なまちづくりを進めるという中では健康福祉部と考えております。

3つ目の、～育てます～元気よく、笑顔であいさつ、お互いを認め、助け合い、自ら学び、夢を咲かす、未来を担うのすっ子を！につきましては、これはやはり未来の鴻巣を創造するという部署というふうに考えておりますので、やはりこども未来部というふうに考えております。

以上です。

（永沼）ほかの総務部とか環境経済部、都市建設部はどこに当てはまりますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）総務部、環境経済部、都市建設部、それぞれこれ総務部についてはこの3つの理念それぞれの中に含まれるのではないかなというふうに考えております。また、環境経済部、これにつきましては、ちょっと具体的にこうだからこういう位置づけだというのはなかなか難しいところではありますけれども、暮らしやすさナンバーワンということで、2つの理念なのかなと。都市整備部については、これはもう基盤整備から全てですので、市民に密着したところですので、同じく2点目の、心も体も健やかに、安全・安心で、暮らしやすさナンバー1のまちというふうに考えております。

（永沼）今なぜそれをお聞きしたかといいますと、この理念に基づいて今回の組織改正というか、行っているということで、どのような考えでこのような組織ができたのかなということでお聞きしました。

それで、今後採決とか入るわけですがけれども、今回のこの現行の組織から改正される組織機構改革によって得られる効果、どのようなものがあるのか、それだけ教えてください。

（企画部副部長兼総合政策課長）効果ですね。まず、部長のマネジメン

トを強くしていこうと、今職員に……済みません、部長職である方々のマネジメントを強化して、大きな組織についてはそれに見合う人事配置がされると考えておりますけれども、その中ではやはり、済みません、何度も今まで申し上げているとおり、6次総振に位置づけた各事業、各施策、基本事業とか、その達成を目的にしたいというところでは、この新組織で効果を上げていくというふうに考えております。

（委員長）ほかに質疑ございませんか。

（なし）

（委員長）ございませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）市民にわかりやすい行政組織にするということではいろいろ、るる審議されました。審議の過程では、市民の皆さんが主人公ということは議論されましたが、こういう過程の中でやはり市民はその文字とか、今回の市長政策室も含めてそれを見て解釈するわけです。そういう点からいうと、今回の市長政策室にあらわれている、やはり市民目線がなかなか見えてこないという、この命名というか、そこの部分が1点あるのと、それから国保、それから後期高齢者、国民年金というのは、先ほどの議論の中では一番市民課から流れて年金、国保、後期高齢者に流れるという行政の流れの中では説明されましたが、やはり国保とか年金、後期高齢者は社会保障としてどう位置づけていくかという点での部分が、私はこの行政組織の中からは市民は受け取らないということも含めれば、市民生活部に国保を、後期高齢者、それから年金を入れたことはやはり福祉としてきちっと位置づけることが必要ではないかというふうに思います。それとあと、福祉の分野では地域福祉ということで、社会保障としての全体の部分が表現されることがないという点で、この以上の3点があることを指摘し、反対とします。

（委員長）次に、賛成討論ありますか。

（なし）

（委員長）それでは、ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第97号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 鴻巣市使用料等審議会条例について、執行部の説明を求めます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 続きまして、議案第98号 鴻巣市使用料等審議会条例です。これは、市が提供する公共サービスに係る使用料及び手数料について、市民の皆さん相互の負担の公平性を確保することを目的として、受益者負担と公費負担の適正な割合のあり方と、それに基づく使用料、手数料の算定方法について審議いただくため、鴻巣市使用料等審議会を設置する新たな条例を提案するものです。

条例の施行は、平成31年3月1日を予定しているところです。

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 初めに、使用料においては現在鴻巣市で近隣自治体等との水準との比較により定められているものが多いという認識でよろしいでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) これまでの使用料の積算というのは、やはり近隣自治体を参考にすることは多かったと考えられます。また、サービス等を考慮したところで、今回基本方針を作成して、算定方法の明確化を図りたいということで考えているところです。

(矢島) そういう状況を今後統一的な基準によって算出根拠を明確にするということによろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) この審議会を設置しまして、今委員がおっしゃるように算出根拠を明確化するものです。

(矢島) 根拠の明確化を図るということは、コスト計算、原価算定方法による算定方法を算出根拠として明確化を図るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) はい、そのとおりでございます。

(矢島) 提案説明では、使用料の負担の公平性、受益者負担と公費負担の適正な割合のあり方云々とありますけれども、地方自治法においては徴収規定であって、料金の算出根拠は定められていないと思います。唯一それっぽいのが、地方自治法の逐条解説の中でそれらしきものがあるのですけれども、これも使用料のアップパー、上限を解説しているように受け取れるものです。そうすると、この算出根拠というのは全く鴻巣市独自で根拠を求めて算出方法を議論して、それに基づいて使用料を決定していくという流れでよろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 自治法上、アップパーと言われます上限額超えてはならないというところの位置づけにはなっておりますので、まずコスト計算した、本市独自でコスト計算、もちろん本市の施設でありますので、計算をした中で、上尾から鴻巣まで4市1町で連携しているのです。企画のほうでは進めていますけれども、そういう他市の状況も含めてもちろん参考にしながら、本市独自の使用料を計算していきたいと。ただ、審議会についてはあくまでも計算方法、算定方法を明確化するということでございます。

(矢島) 原価の算定方法というのは、特段いろいろ方法があるようには思えません。審議会で審議をして、こういうコスト計算方法がありますよとかという議論に余りならないのではないかなと思います。

そこで、審議会で何を審議するのかということなのですけれども、やっぱり受益者の負担率だったりとか、公費の負担率、その辺が中心になってくるのかな、この辺のことについてはやっぱり市場的なのか、公共的なのか、必需的なのか、選択的なのかによって受益者だったり、公費だったりの負担率が動いてきます。それについては、明確な基準がない以上は誰かがどこかで判断をしなければいけないわけで、そういったことを審議会に判断をさせるという認識でよろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 決まった基準というのはやはりないです。やはり……

(何事か声あり)

(委員長) コスト計算についての決まりはない。

(何事か声あり)

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 45 分)



(開議 午前 11 時 45 分)

(委員長) では、休憩前に戻します。

(矢島) 失礼しました。最初にお答えいただきたいのは、コスト計算方法についてはそんなに議論になるようなことはないのではないかなど、ほとんど誰がやっても、どこでやってもそのような計算方法になるのかなと私は思うのですけれども、その認識を先にお答えいただいた後に先ほどの受益者の負担率、公費の負担率についての考えをお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) コストの考え方としましては、やはり大きな、自治体によって変わりはないと思っているところでございます。負担割合については、これは全国的に見てもやはり委員おっしゃるように市場的、公共的、必需的、選択的という分離が一般的になっております。ですので、その今の4つの割合を考えていくところを審議会の皆さんに諮りながら、これ全体は基本方針という、それだけではなくて、計算方法においては基本方針というものを諮問させていただいて、その中の一つとして今の4つの割合含めて答申をいただきたいと。

(矢島) 審議会としての方針を策定ということですから、それはもう本当にわかり切っていること、ゼロから積み上げていって市民にわかりやすいような形にするというのは理解できます。ただ、審議会で審議をお願いするに当たっては、できるだけ先入観を持たせないで審議をしてもらうということも大切なのかな、そういう中ではさっき言ったようにコスト計算もほぼ決まりですと、こういう形でコスト計算をされますよ

という中で、皆さんに審議していただくものについてはその負担率についてなのですよというのは、余りにも発想力のないというか、余りにもゼロからというにはかけ離れたような諮問、形はゼロからでしょうけれども、実際にはそういう諮問の内容になってしまうような気がするのですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）ある程度の案は示されないとやはり委員さんの皆さんもまずは理解が難しいのかなと思いますので、案は示させていただいた中で説明をさせていただいて、その中で案を押しつけるのではなくて、その中で委員さんの思うところを議論していただきたいというふうに考えます。

（矢島）今現在案というのはどのくらいでき上がっているのか、それを今出せと、議会中に出せとは言いませんので、どのくらい今案が煮詰まっているのかお聞かせいただけますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）どのくらいという、例えば数字的に話しますと、やはり50%ぐらいなのかなというふうに思っております。

（矢島）50%ぐらい煮詰まっているということなので、それに基づいて質問させてもらいます。

では、その審議会の中で減免制度、減免の基準についても審議会で議論はしてもらう予定でしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）減免基準についても方針案の中に盛り込んで審議していただきたいというふうに考えています。

（矢島）減免については、市長の専権事項ではなくて、審議会のほうで一応方針は出すと、出して市長が決めるのでしょうかけれども、審議会のほうで方針は出してもらうというふうに理解してよろしいわけですかね。確認です。これ重要な問題なので。

（企画部副部長兼総合政策課長）減免の基準、もう何%ですよということではなくて、減免の考え方、使用料も手数料も同じですけれども、考え方について審議いただいて答申いただくと。結局使用料についてもこの施設は幾らですよという部分については、最終的にはまたその答申いただいた中で庁内会議を開いて、最終的には市長決裁という流れですの

で、あくまでも基準を審議していただくということです。

（矢島）済みません。方針なのか、具体的にこういうものについてはこれだけの減免というふうに具体的な数字を出すのか、個々想定できるものについては全て想定して、全てというか、想定をして減免率を答申してもらうのか、それとも方向性だけを示すのか、済みません、そのところはちょっとわからなかったもので、再度確認させていただきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）減免基準については、施設のサービスや本来の目的など、必要性を考慮する必要があるというふうに考えておりまして、利用対象者は施設によって異なることなく、可能な限り統一しなければならないのかなということを考えています。ですので、今の段階でこうですとはちょっとはっきり言えませんが、一応方針と、方向性をこれから考えていく中で審議会の中でも同じようにその考え方、方向性を確認していただくと。

（矢島）そうなのですね。これ大変難しい問題で、減免の設定の仕方を間違ってしまうとやっぱり利用者の固定化につながったりとか、そういうものもあるので、この部分については慎重にご審議をしていただいて、誰でも納得できるような形のものをつくっていただけたらと思います。そういう中で、先ほどの説明のところで私が聞こうと思っていたところだったのですけれども、施設の相互利用を行っている市を含めた近隣の使用料の算出方法というのは現在どのようになっているのかをお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）相互利用を行っています桶川市、北本市の中で、ただ基本方針を定めているということは伺っておりません。ですので、他市の状況でやっているような形ではないかというふうに推測されますけれども、今のところ明確な基準を設けてやっているということではございません。

（矢島）相互利用をやっているではないですか。鴻巣市が例えば先行してコスト計算をして、そこから導き出した使用料を算出した場合に、ほかの市町村との使用料金に大きな差が出るということは想定できますか。できるような気がするのですけれども。

（企画部副部長兼総合政策課長）まだ具体的に当てはめていないので、推測での範囲で差が出るかどうかというのをちょっと今のところわかりかねますが、他市との情報交換もこの後進めていきながら考えていきたいと思います。

（矢島）他市の情報交換なのですけれども、情報交換も行った上で今回使用料についてこういう形でやっていこうというふうに決めたのではなくて、鴻巣市が率先して使用料の改定を考えたということなのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）県央地域振興センター管内で上尾市から鴻巣市まで4市1町で会議をする中で、上尾市のほうは既にもう策定済みでありまして、平成32年4月1日施行予定になって……平成32年4月から上尾市はその基本方針にのっとった算定料金で進めていきたいということです。桶川市、北本市については、桶川市はこれから考えていきたい、北本市も、北本市はちょっとニュアンスが難しいのですけれども、やっていきたいという、足並みをそろえていきたいということです。同じ32年4月1日を目指すということで、事務レベルでの話ではそういう形になっています。

（矢島）特に相互利用を行っているところとは足並みをそろえてやっていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、なぜ足並みをそろえてやらないのか、理由をお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）相互利用をしている桶川市、北本市については、桶川市については情報交換する中で鴻巣市の考え方などを視察といいますか、見に来ておりまして、北本市はもう少しおくれるような話で、これは正確ではないので、はっきりは申し上げられませんが、一応同じ管内では策定する時期はずれますけれども、施行する平成32年4月1日、予定している中ではできればそのあたりで足並みをそろえたいという認識はあります。

（何事か声あり）

（企画部副部長兼総合政策課長）失礼しました。済みません。審議会はそうすけれども、料金、新しい料金については32年ということです。

言葉足りないで済みません。

（矢島）ちょっと先ほども聞いたのですけれども、足並みをそろえようとしなかった、一斉にやらなかった理由を聞いているので、桶川が鴻巣を見ている云々ではなくて、なぜ情報交換をする中で、ではみんなで一緒にやろうよという話にはならなかったのか。それぞれの市の思惑があるのかもしれないけれども、何か不自然だな、なぜ鴻巣だけ先にやるのかな、いいのですよ。ちゃんとしっかりと根拠を設けるということではいいことなのですけれども、なぜ足並み、こういうところに関しては左右を見ないのかな、近隣を見ないのかな、よく近隣、隣がやっている、やっていない云々はよく比較をするではないですか。そういう中でこの部分は鴻巣だけなのかなと思ったものですから。

（企画部副部長兼総合政策課長）定期的に行っていますのは企画課長会議の中で、その会議の中でというのは会議が終わった後にやはり各課長さんたちとの話の中でやりたいと、やりたいというのは審議会をつくる、審議会はちょっと済みません、置いておいて、使用料、手数料の見直しをやりたいという話はさせていただいております。その中では、桶川市さんも北本市さんもちょっと考えたいという話は伺っておりますけれども、では一緒にやろうよと言ってもやはりそれはそれぞれの団体の考え方がありますので、なかなか一緒にやっというのは難しい状況です。

（矢島）済みません。時間が、申しわけないです。市民と市民以外、例えば相互利用の市民との料金設定について審議会では議論されるのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）それについても審議会の中で審議していただきたいというふうに考えております。

（矢島）最後、これ2つ目なのですけれども、例えば答申結果によって、それに基づいて料金を設定した場合に、大幅な料金上昇になる可能性もある。その場合に例えば激変緩和措置的なものはとるのか。それを審議会では議論していくのかどうなのかお聞きします。

（企画部副部長兼総合政策課長）激変緩和措置についても審議会の中で

審議していただきたいと考えています。

(矢島) 審議会は、今回の審議だけの単発ではなくて、常設というか、このまま審議会は審議会で附属機関として置いておくわけではないですか。という認識でいいわけですね。今回の諮問が終わって答申をいただいたら審議회를解散ということではなくて、このまま附属機関として置いておくということによろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 条例は残りますけれども、使用料、手数料、これ1回きりではなくて、やはり定期的に見直ししなければならないと思いますので、その都度審議会で審議していただきたいというふうに考えております。

(矢島) そうだと思います。例えば見直しの期間というのは考えているのか、それともそれも審議会で諮るのかお聞きします、最後に。

(企画部副部長兼総合政策課長) ある程度の周期でやっていかなければならないというふうには考えていますけれども、今例えば何年ごとというのは具体的には今申し上げられるところでは、議論はしていないところで、事務方ではもちろん考えていますけれども。審議会ではお示ししたいと思っています。

(矢島) それを審議会で議論をしていただく。わからない。今現在はまだ何とも言えないということでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今事務方で3年から5年の間で見たいというふうに考えておまして、今基本方針の中にそれも盛り込むかどうか、済みません、まだ案としてでき上がっていませんので、ちょっと検討させていただければ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時02分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) それでは、質問をさせていただきますが、まず使用料等審議会条例のあり方について質問をしたいと思うのですけれども、1条から大

体4条ぐらいの部分で市長の諮問に応じて当然あるわけですので、諮問の仕方、使用料や手数料って条例で定められているわけですので、今定められている条例を一つ一つ順次やっていくのか、実際の運営の仕方についてイメージをしていきたいので、その手順、ではその条例を全部網羅しようとしているのか、それとも段階的にやっていこうとしているのかですか、そのことをまず伺いたいと思います。

(企画部副部長兼総合政策課長) 審議会においては、まず諮問の内容としましては鴻巣市の使用料、手数料の見直しに関する基本方針というのをまずつくりますので、基本方針の内容についてご審議いただきたいというふうに考えております。ですので、個々の一つ一つの使用料、例えば会議室が幾らだとか、そういうのはまず基本方針で審議された後に、そこに当てはめて計算していくと。ですので、審議会の中では金額というのは全部の金額が出るということはないというような状態です。

(野本) そうすると、使用料等の審議会条例は使用料を直接審議するとは限らないという、逆に審議しないというふうな捉え方になるのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) まだそれを例えば例示を出して、これに当てはめたらこのぐらいになりますというようなことをするのか、いや、そうではなくて内容だけの審議なのかというのは、これから事務局の中で考えいきたいというふうに思います。

(野本) わかりました。それで、3条には委員10人以内で1番が識見を有する者、2番が公募による市民ということになりますと、イメージとしてどういう方々を想定すればいいのか伺います。

(企画部副部長兼総合政策課長) 公募委員は6名、識見が4名と今の現段階では考えております。公募においては、広報等で行いたいと思います。

(何事か声あり)

(企画部副部長兼総合政策課長) まだ具体的にこの人というのはもちろん、例えば行政経験者のOBですか、税理士だとか、そういう方を想定しているところです。

(野本) 先ほど矢島委員の質問の中で、任期という部分も含めて、使用料、手数料というのは大体3年とか5年ぐらいの中で見直しを考えていくというふうなことがあったのですが、その見直しに直接はかかわらないというふうになるわけですか。その方針を決めるということであると。

(企画部副部長兼総合政策課長) 計算方法を審議会で考えていただいて、計算方法だけではないのですけれども、先ほどの減免規定だとか、そういうのも含めて方針を考えていただいて、それに基づいて答申をいただいた中でそれぞれの公共施設だとか、手数料の考え方に当てはめ、今の状況を当てはめまして、それで出てきた金額について庁内で検討委員会に諮りまして、報告しまして、その後は事務手続上、市長決裁という流れになります。

(野本) そうすると、今度開催をするイメージを伺いたいのですけれども、何回ぐらい開催するとでき上がる、あるいは定期的にやっていって終わっていくものなのか、その開催のイメージを伺いたいと思います。

(企画部副部長兼総合政策課長) 本議会に補正予算でも提案させていただいていますけれども、まず今年度1回行いたいと思います。その後新年度に入りまして、当初予算で認めていただければ、残り3回の審議会を、合計4回という形です。

(坂本) 先ほど審議会で基本方針について検討していくという答弁がありました。基本方針、公共施設の利用については多分最大が受益者負担、市民サービスの向上と公平性とこの辺が一番基本だと思うのです。そんな審議してこうだということはないような気がするのだよね。こういうことを多分決めていくのかなと思うのだけれども、そんな難しい話ではないと思います、これは。だから、これはもう、ではそれによってなるべく多く利用してもらいたいというのが基本だと思うのだよね。その辺をどういうふうに考えているかという。

(企画部副部長兼総合政策課長) 市民の皆さんからすれば、極端に言えば無料であればたくさん多く利用されるわけですがけれども、やはりバランス考えたときによく公共施設を利用する方、全く公共施設を利用しな

い方、それぞれに負担をいただいているわけですので、その辺のバランスを考えなければいけないというところで、坂本委員がおっしゃったように例えば受益者負担が100だとか、そういうことも考えられると思いますので、その辺の考え方を審議会の中で議論、審議していただければというふうに。

(坂本)今の100がどういう意味なのかがよくわからないけれども、本当にこれは公費を投じてつくる施設、そういう整備したものを使わないと本当に公平性がないと困るわけです。だから、それはやっぱり受益者負担というのは最大の部分だと思うのだよね。それによって、もう高くてこれはだめだといえれば使いたくないよという人は使わなくていいのだけれども、でもバランスをとるにはそういうことだと思うのだよ。本当にさっきも言ったとおりどのくらい利用してもらって、答申したその費用対効果ではないけれども、そういうものを上げてくるかというのを考えるのが一番の方向だと思うのだよね。これさえきちんと押さえれば、私はどういうふうに審議やったって基本はそんなに変わらないと思うので、その辺きちんと守っていただいていけるような審議会にしていいただければと思います。それだけで。それどうだか。

(企画部副部長兼総合政策課長)まさしくそのとおりで思っております。利用率も考えながら、あと近隣の状況も考えながら、今後審議会に答申いただいた、審議いただいた内容を踏まえまして使用料金等を決めていきたいというふうに思っております。

(竹田)申しわけないのですけれども、提案説明に至るまでの問題意識というのは何ゆえにこの提案がされたのか、提案説明で負担の公平性とかいろいろ言っていますけれども、そういうものを求めようと思った発想というのはどこから出ているのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長)やはり施設が老朽化しておりまして、施設の修繕等に相当な金額がかかっております。前回見直しというのは平成19年のころに公民館が無料だったのが、平成20年というところで見直しを行ったことがあります。それから10年が経過しておりますので、やはりここで1度施設の老朽化と、あと市民の使い方といいますか、そ

ういうのを含めましてここで一度見直そうと、そういう状況の中で近隣とか聞きますとやはり見直している、県央管内の上尾市さんと勉強させていただきながら、本市を含めてその中で県央、桶川、北本についてもお話をさせていただいて、足並みをそろえて平成32年の4月に使用料の改定をできればいいのではないかという話で進んでいるというか、話をしているということで、できるかできないかはちょっとわかりません。

（竹田）施設の老朽化というのは、建てる時点でもう想定できるわけですよ。そのための維持管理をどうするかということで、それが全体でいえば市政運営にどうかかわっていくかという、戦略的な部分でなってくるわけよね。そういうことをわかっていて、では負担の公平性というのはなぜ市民に求めるのですか。そのためにみんな税金を納めてやるわけで、公共のサービスというのがあるわけで、そこをなぜ負担の公平性という名のもとで市民に負担を強いるのか。それが一番簡単だとは思うのですよね。だって、行政側からすれば使う人の負担の公平性だよというけれども、そこら辺はどうなのですか。もっと財政運営でやるのか、国に対してちゃんと物を言うとか、そういう努力というのはどうされてきているのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）負担の公平性という部分の観点で使用料は見直しかと思えます。使っている方はもちろんその施設を使うことでのサービスを受けているわけです。サービスといいますか、対価で使っているわけですがけれども、逆に全く公共施設を使わないで税金を納めている方がいらっしやいまして、そういう方にとっては使っている方と使っていない方の公平性というところを今回見直す一つの理由でもあるかと思っております。

（竹田）そうすると、発想として負担の公平性といって、では何か使うだけが申しわけないというふうな発想になってしまうわけで、では公共のサービスって何ですか。そもそも公共のサービスって何ですか、自治体のやること。民間と公共でやるサービスの違いは、そこでどういうふうに違ふと考えていらっしやいますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）これ負担割合のところでも考え方とし

であるわけですがけれども、民間でできるサービスと公共だからこそできるサービスというのはあると思いますので、そのあたりをやはり精査しながら、市民が使うニーズに合った施設利用を考えながら、先ほど申し上げたとおり全く施設を使わない方、その施設を使う方というところの負担割合を考えていきたいと思いますというものです。

（竹田）公共のサービスというのは、全ての人に開放されて、それを税金で賄うという考え方ですよね。民間でやるものというふうに言っておくと、今のままでいくと、では公共でやるサービス、ことの意義は何ですかというふうになって、例えば図書館は基本的に無料ですよ。それは、図書館法とか生涯学習法に基づいて、生涯教育法に基づいて運営されているわけで、そういう点からいうと例えば高齢者福祉法に基づいた白雲荘の運営とか、公的根拠に基づいてみんなやって、公共のサービスとして提供しているわけですよ。そういうものを行政が負担の公平性というふうに求めていったら、みんな民間でできるではないというふうになってしまって、負担の公平性からいうと利用者が負担すればいいのではないとなったときに、では民間がみんな任せられていくようになってしまうと。今回も放課後児童クラブもそうですけれども、そういう点考えたとき本当に公共的な役割、自治体の役割というのは本当にどうなのかということ私もう一度聞きたいのですけれども、自治体の果たす公共的な役割って何ですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）それは、やはり市民が利用しやすい施設であると、ただ民間では賄えないような施設といいますか、それを公共が賄う、それが公共サービスだと思いますけれども、全てが民間でということにはやはりならない、そういう例えば利用料金、使用料金をそういう民間がやるような高額な利用料金、使用料金に利益を求めるような設定にするということは考えていませんので、あくまでも負担の割合というところを考えていきたいというふうに思っております。

（竹田）先ほど矢島委員の質問で、公共料金が、その利用料金が上がったというときにどうするのと言ったら、激変緩和措置もとりますというふうな答弁もされているでしょう。だから、ということは激変緩和をと

るような負担もあり得るという解釈でいいのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) いや、まだ試算をしていませんので。どれがどのくらいと一個一個やっていません。もちろん答申ももらっていませんから、試算もしていませんので、どうなるかわからないのですけれども、一応項目としてどれが、例えば倍になるだとか、3倍になるとかという想定は全くないです。ただ、そういう項目も考えておかないと、いきなり、では極端なこと、10倍に上がりましたというときにそれはやはり公共サービスとしてはよろしくないかなと思いますので、一応項目として激変緩和ということも想定しての考えていくという意味です。

(竹田) 激変緩和措置というと、総合体育館はそうですね。トレーニングルームは最初100円だったのだけれども、300円にするために100円、200円、300円と年次でとっていったわけですね。だから、そういう点からいうとその審議するに当たっては議会の中に、ここに条例改正の中で議会に付するものはこの審議の対象ではないというふうに出ていましたよね。出ていますよね。ということは、議会の果たす役割とこの審議会の果たす役割というか、議会に出すに当たって審議してもらうのか、では議会として、では議会は何をどうするのかということも含めて、議会との関係ではどうなのですか。条例による他の審議会等の所管事項とされている使用料については、審議会の所管事務としないと書いてあるよね。私、違うの。第2条、審議会は、市長の諮問に応じて使用料について調査する、前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等は審議会の所管事務としない、だから条例により他の審議会等の所管事務とされている使用料等については。

(企画部長) この条例の第2条の2項2号については、これ例えば上下水道の運営審議会みたいのがあって、そこで上下水道の使用料を決めているものというのは、その使用料を決めている所管がありますので、そこには至らないよという意味で書いてあるのです、この2号につきましては。

(何事か声あり)

(企画部長) だから、要は今回の使用料等の審議会でお諮りいただくと

というのは、それを諮らないというのは、ほかの条例で定められた審議会
で使用料とかを決めているところの使用料についてはこの審議会の審議
の対象にしませんよというのを書いてあるのです。

（竹田）そういうことでしょうか。だから、条例に定められている使用料
というのは、基本的には条例改正になって出てくるわけだから、議会の
議決案件になるということですよ。だから、さっきも言ったように議
会と審議会との関係では、例えばいろいろななぜ使用料についてこの金
額になったのというふうに当然みんな質問するわけではないですか。そ
うしたら、その諮問とこれこれこういうわけでこの使用料になりました
と当然説明されるわけだから、その議会でやる条例の、ここ見るといっ
ぱいあるわけでしょう。いっぱいある、その前に市長は諮問をして、そ
の算出根拠をこの審議会に出していただいて、議会に提案するという考
え方なのですか。そうすると、では議会は何なのと。諮問機関だから、
条例だから、当然議決案件にはなりますけれども、では審議会というの
は、審議会と議会との関係ではどうなのですかということちょっと聞
いている。

（企画部長）この審議会は、繰り返させていただくと本当に計算の方法
の考え方だけを審議していただいて、その上で金額が出ますと、出たら
ば市長決裁等を受けて、では該当する条例を改正しましょうというところ
で、次に議会のほうにご審議いただくということになりますので、こ
の審議会があってもなくても議会の皆さんの中でご審議いただくこと
というのは全く変わらないというふうに考えています。

（竹田）ということは、審議会があろうとなかろうと、議会で審議して
いただくこと、議会の審議事項とするということには変わらないというこ
とだったら、あえて今やっているのだから、施設の老朽化についてもず
っと言われていてわかっているわけだから、今までも条例改正で出して
きているわけでしょう。なのに、あえてこの新たな審議会をつくること
の意味は、改めてお聞きするけれども、何なのですかということ。

（企画部長）これはあくまでも、あり得ないのですけれども、市の執行
部の内部だけで決めるというよりも、第三者機関的な審議会を設けて、

使用料、手数料の計算の考え方を外部の方にご検討いただくということで、例えば今までだと執行部と議会の中でという考え方だけだったのですけれども、今度第三者的な審議会を設けてその考え方を答申いただくということになりますので、公平性とか透明性の確保につながるのではないかなというふうに考えましてこの審議会、条例をご審議いただくという運びにさせていただいたところです。

以上です。

（竹田）公平性の担保につながるって、議会は一番市民の代表として市民から負託を受けて出た議員が最終的に審議するのですよ。執行部が提案する。それ以上のものってないのではないですか。それなのに、議会って議員との、そうではないですか。いろんな政治的立場とかいろいろ立場違いますけれども、一番市民にとって利益になって市民サービスが向上できる、もちろん職員の皆さんもそういう視点で仕事をしていますよというのは先ほどから述べてられていますけれども、そのそういう立場に立った人たちの中にあえてお金を払って、審議会を開いてやる意味というのは、もっとわかりやすく、負担の公平性とかあって、議会の中でだって十分やっているわけだし、議会の中で足りないわけではないでしょう、この間だって。それなのに、あえて審議会をつくるというのは、何を執行部の皆さんは求めたいのですか。私たちは十分仕事を果たしていると思っていますけれども。

（企画部長）議会の皆さんには十分ご検討いただいているという、重々承知をしております。ただ、執行部とすると、できるだけ第三者の方にご意見をいただいた中で、そういった広く市民の皆さんにご負担いただく部分ですので、そういったところをある程度決めさせていただきたいというふうに考えております。

（竹田）わかりました。市民の皆さんにご負担いただくということが狙いのこの審議会になるということで、今部長の答弁はそういうふうにおっしゃいました。ということは、負担がふえるような審議会になっていくという解釈でいいのですか。市民の皆様にご負担をしていただくということだから、そういうことではないですか。

(企画部長) 済みません。私は、値上げ前提ということで申し上げた気持ちは全くございません。あくまでも計算過程の中で仮に上がる可能性もありますよというところだけですので、決して我々とすると値上げを前提としてこの審議会をやるのではなくて、市民の皆様はどういうふうな計算方式だとか考え方の中で使用料、手数料がある程度執行部とすると議会に提案したのかというところを明確化したいというところが一つあります。

また、この使用料、手数料の考え方からすると、もろ刃のやいばというのですか、というところで、市民の皆さんにご負担いただく分、逆に我々執行部としても計算の中に恐らく先ほど副部長の中からも利用率というのがありました。という、単純に我々ぼうっとしていて施設をつかって利用していただくだけではなくて、では万が一、ただの例ですから、仮に幾らか上がった場合でも先ほど定期的に見直しをするという中で、では利用率を上げれば下がるのではないかという部分もあって、執行部とするとその辺の努力も逆にするべきなのが出てくるのではないかなというふうに考えております。

(竹田) はい、わかりました。ということは、私ちょっと申しわけないのですけれども、言い方がちょっと逆の物の言い方をして申しわけないのですけれども、皆さん一生懸命仕事をやっている、一生懸命やっていて、だけれどもさっき言った根拠が欲しいとかいろいろするとき、では諮問をしてこういうふうなほうがいいのではないかというふうにするということは、職員の皆さんが十分政策を練る時間がないということの比例になってしまうのではないかと私は思う。だから、だって今までだってちゃんと皆さんしっかりと仕事をして条例改正なりしてきたわけだから、新たに何で審議会を設けるのかといったら、例えば、いったときに何にも根拠のない金額を提示していないでしょう。条例改正で使用料の値上げに関してだって、使用料の値上げというのは使用料の改正について何ら根拠のないことをしていないわけではないですか。自分たちの仕事を。そうですよね。そしたら、あえて新たな諮問機関をつくるということは、私は要らないと思うと。ましてや、では識見のある人とい

うのは誰がどのように任命するのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長） 識見がある者というものは先ほど4名ほどを考えているということで、先ほど例示として行政職のOB、例えば県庁だとか国だとか、そういうところのOBの方、また税理士だとか、司法書士というか、行政書士とか、そういう方とか連合会の会長さんだとか、そういう中でちょっと選定していききたいなと思いますけれども、公募の委員にしても識見の委員にしても最終的な委嘱というのは市長がしますので、事務的には市長の委嘱によって審議会は開かれるということになります。

（竹田） そうですよ。最終的には市長が任命するのですよね。私1度審議委員に応募したことあったのです、レポートを書いて。選ばれなかったのですけれども、保育の専門家ですとやってやったのですけれども、そういう点からいうと公募であろうと、例えば論文を書くなり、自分の考え方、自己の意思を表明して、最後選定するのは鴻巣市ですよ。鴻巣市ですよ。ということは、この審議会そのものは、いわゆる公平性というけれども、識見を有する人たちも選ぶのは、任命するのは市長。確かに審議会だからやるけれども、そういう点からいうと審議会はいろいろ言うけれども、いわゆる公平性の負担を求めるための新たな手段、諮問機関として私はつくられるのではないかというふうに思うのですけれども、そういうふうには皆さん、そういう点からいうと市長が任命するということは、市長はどのような判断で任命しているのですか。いろいろな自治会の会長さんとか、さっきも言ったレポートも出してもらおうのですよね。

（企画部副部長兼総合政策課長） まず、識見と公募委員の考え方はもちろん違うわけですし、識見については先ほど言いましたように、そういう行政に長年携わっていただく方で、そういう内容をある程度理解されているような方、また地元の自治会長、連合会長とか、そういうある意味地域の方を代表しているような方とか、決して意図的な部分ではなくて、公平的にまず見ていただける方、公募の委員については、まずまだこれも事務局案、まだ固まっていないのですけれども、例えば施設はど

ういう施設を利用していますかとか、もしくは施設を全く利用していませんかとか、そういう範囲をちょっと広めて公募していければなど、今案としてですが、今考えているところです。

（竹田）ちょっと最後、負担の公平性というところで、それから利用するか、していないか、多く利用している人たちとの関係で、では多く利用しているということは、利用していない人との関係では不公平があるという、その負担の公平性というのはそういう意味で捉えていいのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）決して公平の反対語で不公平という捉え方はしていません。あくまでも利用している方と利用していない方で、利用している方、例えば毎日のように使っている方、その維持管理をするのに仮に1時間1,000円かかりましたと、でも利用料は100円でしたと、残りの900円は税金でしたといったときに、では900円の税金というのは例えば補助とかもありますけれども、一般的に税金となれば市民からの税金になりますから、そこで900円をまた賄うとなるとその辺の公平感というのは、全く使わないで税金でそこで利用している方の部分で賄うのかどうかという、そういうところをもう少し割合を決めて、一定の全ての施設に同じような割合、済みません、考え方が違う部分もありますけれども、一定の基準に当てはめて積算していきましようというところで負担の公平性という捉え方ですので、不公平ということではないと思っていますけれども。

（竹田）ちょっとごめんなさい。長くなって済みません。では、多く利用するのだから、多く負担をしていただきましよう、では利用しないということも含めれば、私は一番懸念をするのは、あの人だけはよく利用していると、私たちは全然利用していないよねというふうに、そういう負担の公平性というふうなことを市民の間に持ち込むと、今起きているような、例えばアメリカでも起きているような市民同士の分断が始まるのではないかということをおは非常に危惧するのですが、どうなのですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）金額の多寡ももちろんあると思うので

すけれども、あくまでも一定の基準に基づいて、それによって使用料を決めていきます。また、大幅に上がれば激変緩和も考えますという中で、減免規定も考えながら、そういうオープンにした議論の中で進めていく中では、市民の皆さんにはご理解いただけるというふうに思っております。

（竹田） ちょっとどうも私ももう少し議論を煮詰めないといけないと思いますけれども、負担の公平性で、でも税金というのは今は少なくとも負担能力に応じて払っていますよね。いわゆるナショナルミニマムの考え方で同じようにサービスが必要なところに提供される、それがいわゆる自治体のあり方としてあるわけだから、そこに負担の公平性とか利用しているとか、しないとかというふうにどんどん、どんどん持ち込んでいくと、では本当に自治体って何なのとかいうふうに私はなっていくのではないかという懸念はありますけれども、そういう懸念は考え過ぎですか。

（企画部副部長兼総合政策課長） 考え過ぎということではないと思うのですがけれども、やはり公共施設が老朽化している中ではメンテナンスして、新しくとといいますか、改修したりする中で、やはりそれ相応の金額がかかっておりまして、そういう部分も含めて全てが税金で賄われるわけですがけれども、そういうところも踏まえてやはり市民の皆さん、利用している方と全く利用していない方ということについて議論していただくのと、それに一定の基準の中で使用料を決める、金額を決めるというのは決して間違いではないというふうに思っております。

（中野） 竹田さんの言われていることとはちょっと考え方違うのですがけれども、やっぱり市民の中には、私よく言われるのです。私は公共施設何にも使っていないよと。もうちょっと公共施設利用料を上げたらどうと、不公平だよという声は私も聞いています。ですから、公共施設、公共のサービスと、それから利用する人としらない人の違いというのはやっぱり私はある意味考慮する必要があるというふうに思っています。民間と同等には取るわけないのだから、公共施設なのだから、そういうことはやっぱり私は竹田委員と考え方違うのですがけれども、その前提に立つ

て、ちょっと私わからないことを聞きたいのですが、2条の2項1号、2号の中で、法令規定のもとに算定使用料、ここに具体的に例が、この資料の中の7ページに戸籍謄本だとか抄本だとか、最後障がい福祉施設の利用料だとかいうのは書かれているのです。それから、もう一つは、条例により他の審議会にといて、例では水道料金だとか、下水道料金がここで明記されているのです。先ほど総合政策課長が水道料金と下水道料金だけは言いましたけれども、聞きたいのは、ではこの一覧表に使用料なり手数料は全部条例で定められているのです、条例で。そういう中で、2条2項の中の法令規定、あるいは条例という中で、特にこれは新たにできる審議会で所掌事務にはしないとっているのだから。そうすると、端的に聞けばこの条例とあります。これさっき言ったように議会に最低かかわるのだけれども、この中で個々の施設についてはやらないというのでしょうか、審議会では。審議会で作るのは、基本方針と計算式とか、こういうことをやるとっているのでしょうか。であるなら、今言った、1はいいや、2なんていうのはなぜ除くのですか。所掌事務除くという。所掌事務に除くということは、個々の施設をやるから所掌事務から除くというふうに僕は理解するわけ。だから、個々の施設についての利用料ないし使用料はやりませんというのであれば、2条の2項、条例に他の審議会が所掌されている使用料、これについては審議会の所掌事務にしないとっているのだよ。裏を返せば、所掌事務にするやつは個々の施設のことについてやらない限りできないのではないかとっているのです。それはどうなのですか。この条文の関係。

(企画部副部長兼総合政策課長) 2条第2項1号、2号ですね。

(中野) 1号はわかるけれどもね。

(企画部副部長兼総合政策課長) はい。それらについては、所掌事務にしないというのは、料金をそこで求めるということではなくて、ある一定の計算方法の土台には乗らないですよという説明です。基本方針の中の計算例の中にはこれは当てはまらないですよという、そういう意味合いになっています。ただ、確かに全ての施設について全く、どのくらい、審議会の委員さんというのは多分わからないと思うのです。この計

算式でやった場合どのくらいの金額になるのだろうかというのはわからないと思うのです。例えば幾つか例示を挙げる可能性はありますけれども、その作業というのはやはり全部やるには膨大な作業になりますので、ある程度抽出した中で例示を示すことは考えられると思いますけれども、ここに話申しますとこの2号については、この計算式に乗せている事務ではありませんよという、そういう意味合いになります。

(中野) ここはちょっと私もよくわからないので教えてほしいのだけれども、先ほど第2項2号で水道料金と下水道料金やったでしょう。私頭に残っているのは、例えばパークゴルフだとか体育館なんていうのはこれスポーツ審議会委員になるのだよ。当然パークゴルフの料金のどうするかといったときに、スポーツ審議会委員、開いて検討してもらっているわけです。そうすると、今言った水道料金とか下水道料金に限らず、そういう条例による審議会委員によるものを持っていて、それとの関係はどうするのですか。具体的に水道と下水道は出てきたよ。

(委員長) 時間かかります。いいですか。

(ちょっと休憩での声あり)

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午後1時41分)



(開議 午後1時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 先ほどの中野委員のご質問にお答えいたします。

その前に1点、議会運営委員会請求資料の中の施設の一覧がありますけれども、まずはこれが今現在全ての施設が網羅できていない、ちょっと抜けている部分もあるということをもまずはご承知おきいただきたいと思えます。これ全てを審議対象にするということではなくて、全てをじゃなくて、これが全てだということではなくて大変申しわけございません。何点か漏れているのがあると思えます。それは申しわけございません。まずは審議会のほうの準備から始めさせていただいておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

それと、質問の中で、先ほど中野委員からパークゴルフ場の料金については前にスポーツ推進審議会の中で議論をされて、そこで決まっているのだから、2号該当になるのではないかというお話だったと思うのですが、今ちょっと条例のほうを見てきまして、まずここに書かせていただいています上下水道事業については、運営審議会条例の中に所掌事務として料金、使用料の改定についてということで明確に使用料のことがうたわれております。一方で、スポーツ推進審議会条例については、所掌の中に料金のことは書かれていないのです。ですので、前回議会のときにスポーツ推進審議会の中で審議したというのを14件だったということで、事業課のほうから審議会の中でお話をさせていただいたということで担当課から伺っているところです。ですので、条例の規定の中では上下水道なんかは規定があるということで。

(中野) それでは、今までやってきたことで、例えば体育施設は、パークゴルフを含めてスポーツ推進審議会で料金等について諮った事実は間違いのないのです。それは、一般質問の中で私なんかやったときにスポーツ審議会という答弁があるわけだから。これは、条例に明記されていないことをやってきたということについて、それは許されることなのかどうか。だから、条例に明記されているからこそ今上下水道出ているのだけれども、条例に使用料、利用料について明記されていないものまで委員会にかけるということについて、それはやり方として条例との関係でいかなものなのかと。そこだけはっきりすれば今度の審議会との関係がはっきりしてくると思うのですが、その辺どうなのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) そういう体育施設の料金については、やはり重要な事項の一つであるというふうに考えていますので、先ほどのスポーツ推進審議会条例の所掌事務の中に明確には入っていないのですが、幾つか号ありますけれども、各号に掲げるもののほかスポーツの推進に関する事という項目その他がありまして、料金改定時点では明確に審議事項ではないと書いていないのですが、14件であったということで、審議会の皆さんにご意見を伺ったと。それによって

条例改正があって、条例改正については今回も同じですけれども、議会に提案して諮っているということですので、手続上は同じかと思います。

(中野)であるなら、今後もこの新しい審議会が立ち上がるわけですが、それはくどいようですけれども、見直しに対する基本的な方針だとか、それからあと計算方式だとかいうものについて示してご決定いただくと。したがって、個々の施設については利用料、手数料等については議論するところではないということも当委員会で答弁があったわけだから、そうすると今後の確認事項としてそうした審議会の基本方針に基づいてやっていく上で、なおかつ個別の施設の利用料等については、条例の場合は議会がかかわるのはわかっているから、そうではなくて、審議会があるわけではないですか、それぞれにないところもある、ないのもあるけれども、当然審議会にもこれからもかけていくという考え方でいいのですか。そうすると、個別の施設の持つ審議会と、それからこの審議会の違いというものがはっきりするのだけれども、どうですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今一例としてスポーツ推進審議会条例の話を出しましたが、そのほかの審議会まだ見ていないので、はっきり全てがそうだとは言いきれませんが、今まで例えば8号、今回の新所掌事務、スポーツ推進審議会条例の所掌事務の中では各号に掲げるものかスポーツの推進に関する事、そこに仮に位置づけて、今までもそこで行ってきたわけですが、そこで意見を伺う、審議するというよりも、意見を伺うということを進めていくということになるかと思いますが、ただほかの条例見ていないので、全てがそうだというふうには……

(中野)では、これは全ての条例見ているわけではない、私は全て条例見ているわけではないので、そしたらスポーツ推進審議会と同様のものが、いわばこういう施設があるとすれば、それはきちっと条例上整理をして、なおかつどこに何があって、どこに何があって、情報それきちっと抜き出して、そしてなおかつ新たにできる審議会とは役割が違うのだということは明確にしていただければいいと思いますが、それはちょっと明確にするようにしてください。どうですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 戻りまして、各条例の洗い出しをまずはさせていただいて、内容を確認して、あとは通常どのように行っているかという内容も確認した上で、今後どうしていくかというのを検討させていただきたいというふうに。

(委員長) ほかに。いいですか。

(なし)

(委員長) ほかにには質疑ありませんので、以上で質疑を終結いたします。これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 今回の条例制定は、相互の負担の公平性を確保することを目的とし、受益者負担と公費負担の適正な割合のあり方と、それに基づく使用料、手数料の算定方法について審議するという目的を持った使用料審議会の設置ですが、そもそもこの利用料金については条例改正の中で議会の中で十分審議できるものですし、あわせて相互の負担の公平性の確保ということは、結局相互だから、相手がいたり、いなかったりする。ということは、市民の中にこういうものを持ち込むことそのものが市民間の分断を招くものであり、受益者と公費負担の適正な割合ということは、これは容易に値上げが想定できる内容のものです。とりわけ施設が老朽化していることを前提の公費負担と受益者負担ですから、そういう点ではこういうものをあえてつくって予算執行する必要はないということを指摘し、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 鴻巣市使用料等審議会条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務課長) それでは、議案第99号について説明申し上げます。

まず、市議会議員の選挙運動用ビラの頒布解禁について説明申し上げます。公職選挙法の改正により、平成31年3月1日以後、その期日を告示される都道府県、または市の議会の議員選挙から候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようになりました。これは、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、法改正がなされたものです。また、当該ビラの作成に係る費用につきましては、都道府県、市がそれぞれ条例で定めるところにより無料とすることができるようになりました。

今回の議案第99号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例ですが、新旧対照表をご参照いただければと思います。現在のところ、第1条の趣旨では、選挙運動用ビラの作成については鴻巣市長の選挙におけると限定されており、また第7条、選挙運動用ビラの作成の公営でも、鴻巣市長選挙の場合に限ると限定されておりますが、それぞれこの部分を削ることによりまして、鴻巣市議会議員の選挙においてもビラの作成の公営が対象となるものでございます。これらによりまして、市議会議員の選挙用ビラの頒布につきましては、来年の統一地方選挙から適用され、改正条例により公費負担での印刷が可能となります。

なお、ビラの頒布上限枚数は、公職選挙法の規定により4,000枚であり、公費負担の限度額につきましては改正条例によりまして市長選挙のビラと同様の1枚7円51銭となります。その他の文書図画による選挙運動につきましては、改正はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 選挙になった途端に個人の名前を書いたビラがまけないというこれまでの公職選挙法そのものが非常に選挙をわかりにくくしていた、かつだから誰が立候補しているかもわからないわけだから、当然選挙に行って投票しようというふうにならないことそのものは、やっぱり投票率の低下に私はつながってきた一つ、選挙制度そのものがなかなかわかりにくい選挙制度になってきたことそのものが問題あると思うので、いいと思うのです。そういう点では、4,000枚というと鴻巣市民のまず有権者との関係で有権者数、それから配布する範囲、それから手続上の問題で例えば証紙を貼るとか、そういう手続上の問題でちょっとお尋ねしておきます。

(総務課長) まず、頒布していただくには選挙管理委員会の証紙が必要でございますので、証紙を4,000部お届けしますので、お渡ししますので、それを1枚1枚貼っていただくという手続が必要でございます。

それから、頒布していただける場所でございますけれども、4種類ございます。まず、新聞折り込み、それから候補者の選挙事務所内、それから個人演説会の会場内、最後に街頭演説の場所でございます。

(竹田) 街頭演説の場所でも声が聞こえている範囲と、どこまで聞こえているかよくわからないのですけれども、本人がやっているよとわかる範囲でいいということですね。確認します。

(総務課長) 声の届く範囲という法の解釈もありますので、そのようでございます。

(竹田) あと、有権者。

(総務課長) 有権者数が約10万人ということでございますので、それに対して4,000枚という判断がされたのだと思います。

(竹田) 申しわけないです。10万人に対して4,000枚という判断をされたというその根拠、10万人だったら10万人、世帯数に匹敵するとか、そういうことだと世帯が約4万5,000くらいだと思うのですけれども、世帯数とそれのふさわしい数字なのかどうかでちょっと確認しておきます。

(総務課長) 4,000枚の規定につきましては、公職選挙法の規定に基づきますので、それに従いましたということでございます。

(竹田) 済みません。ごめんなさいね。質疑の内容だけで。済みません。

(委員長) よろしいですか。

(竹田) はい。

(委員長) ほかはございませんね。

(なし)

(委員長) ほかに質疑はありませんので、以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第99号 鴻巣市議会議員及び鴻巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市文化センターとなりますが、執行部の説明を求めます。

(自治文化課長) それでは、議案第100号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し、管理を行っております鴻巣市文化センターの指定管理期間が平成31年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります公益財団法人

鴻巣市施設管理公社を指定するものでございます。なお、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 初めに、募集の方法で非公募ということですが、この理由について詳細に説明いただきたいのですが。

(自治文化課長) 委員ご質問の非公募理由ということですが、お答えいたします。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正によりまして、公の施設の効果的、効率的な管理運営を目的に導入された制度でございます。鴻巣市文化センターは、市民の芸術、文化の振興とコミュニティの促進を図り、市民福祉の増進に寄与するために設置された施設となっております。鴻巣市施設管理公社は、本市の出捐により平成4年11月2日に設立され、すぐれた文化、芸術に接する機会とコミュニティの促進による地域社会の健全な発展を促進することなどを目的として運営されている社会的信頼性の高い公益財団法人の認可を受けた法人でございます。文化センター、平成12年9月から当初より施設管理公社が事務のほうを行政と一体となって受けておりまして、指定管理導入された平成18年4月から3期13年間、継続して安定的に管理及び運営を行ってきた経験と実績を踏まえ、施設の設置目的に沿った継続的で効果的な事業運営ができているものと判断して非公募としたものでございます。

(矢島) 13年間の実績というふうなことだったのですけれども、審査、選定結果を見てみますと、13年間のすばらしい実績の割には75.65、この75.65というのがすばらしい実績なのかどうかというのは何とも言えない部分なのですけれども、では逆にお聞きしますけれども、公募をする理由というのはどういう効果を狙っているのかお聞かせください。

(自治文化課長) 公募の理由に関しましては、当然競争の原理を働かせることによって、より効率的、効果的な業務の執行と費用の削減等を図れるという判断も当然あると考えております。

(矢島) 競争の原理に対する認識をお聞かせください。

(自治文化課長) 競争の原理、公募によることで図られるということでございますけれども、鴻巣市指定管理者制度の運用のガイドライン、こちらのほうが全庁的に配付されておりました、指定管理者の取り扱いについて指針が定められているところでございます。それによりますと、指定管理者の指定手続については、指定手続条例第2条の規定に定めるとおり、公募することが原則でございます。しかしながら、指定手続条例5条の規定によりまして、公募を行わず指定管理候補者の選定を行うことができるとされておりました、本来公募による競争の原理を働かせることが当然必要かとは思いますが、この施設の指定管理につきましては、非公募とすることができる理由として、当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められる施設ということで判断をいたしまして、その理由においてことし、30年5月に庁内検討委員会のほうに諮っております。そこで決定、認証を受けまして、5月末に市長決裁を受けまして非公募ということで決定しております。

(矢島) ほかに非公募のところがあるのですけれども、非公募という判断というのは非常に大きな判断なのかなと思います。原則は公募です。加えて、公募によることの競争原理も働かなくなるわけですので、それをもって非公募にするということという判断というのは非常に大きいかなと。5年間で8億超えるような金額が出ていくわけですが、この8億を超えるような金額をまるで見方を変えると8億を超える金額を随意契約するような意味合いにも見えます。本当に競争させなくていいのか、本来だったら公募して競争をさせるべきなのにさせない、本当にそれでいいのか、今後この5年間はこれでいきたいということですが、今後についてはどのように考えているのか。

それと、公募、非公募については検討委員会のほうでの判断だということですが、検討委員会の中でどのような議論がされたのか、このことについて2点伺いをいたします。

(自治文化課長) まず、今後についてということで答弁させていただきたいと思います。

当然委員さんのご指摘のとおり、施設管理公社でこのままいくのかというところも当然ございますので、我々のほうとしても近隣の施設の状況ということで調べました。その状況ですが、県内の文化施設で似たような公立文化施設が約85施設ございまして、行政の直営施設が24施設、指定管理者委託施設が61施設、61施設のうち公益財団法人等指定管理者となっている施設が41施設、20施設が民間会社が指定管理者となっております。また、指定管理者委託施設61施設のうち、公募による選定施設は33施設、非公募による選定施設は28施設となっております。このことから考えますと、徐々に施設管理公社であっても民間的な委託または公募による移行がされてきているということでございますので、次回の際にはまたこの辺の状況も踏まえて検討していくようになるかと思えます。

（企画部副部長兼総合政策課長）庁内の検討委員会につきましては、副部長をメンバーとした委員会になっております。今回指定管理の更新に当たるもの全て公募、非公募について議論といたしますか、庁内検討委員会で検討したところですが、文化センターにつきましては、先ほど自治文化課長が申し上げたとおり、指定手続等に関する条例の中で非公募に該当する部分ということで、非公募とすることができる理由という中でやはり過去の施設の設置目的だとか施設経過、工事その他の団体の設置経過とか、施設管理公社の意味合いを含めまして非公募ということで申請がありましたので、庁内検討委員会の中でも非公募ということで決定したところですが。

（矢島）手続上非公募できる理由を聞いているのではなくて、ここを非公募にした理由。例えばこんなところですかばらしい効果を上げているとか、効率性にすぐれているとか、経費面においてもこういうところに努力をしているとか、そういうのが当然13年やってこられて、毎回毎回見られると思うので、それが見られないとただ漫然とやっているということになってしまうので、公募ができる手続上の理由を聞いているのではなくて、ここを非公募とした具体的な理由については議論されたのか。されたとすれば、どういうことが議論されたのか。どういう理由で非公

募にしたのかお聞かせください。

（自治文化課長）まず、このたびの施設管理公社の導入に当たりまして、メリットになるという部分に当たるかと思うのですけれども、まずは費用的な部分でいいますと4,850万円の一応削減が可能になるということで、5年間の指定管理料が約4,850万円の削減が一応可能になると説明を受けております。これまで当然蓄積してきたノウハウを最大限に発揮して、費用の削減に努めまして、こちらにつきまして内容としますとチケットセンターの直営化及び職員の効率的配置に努めた結果、約6,690万円が削減されるのですけれども、消費税の10%の引き上げ、それから職員の昇給、賃金の引き上げ等で約1,800万増加しますので、差し引きしますと結果的に4,850万円の削減が図れるというところのメリットを伺っております。

また、文化センターにつきましては、地域に密着した自主文化事業を実施しておりまして、利用者との信頼関係や地域との良好な信頼関係がより求められておりまして、本市における地域文化をこれまで牽引してきておりますので、文化、芸術振興の拠点である文化センターを管理する団体として適切であるという判断をいたしているところでございます。また、得意な分野としますと、専門的な知識としますとクラシック音楽、特にアンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾの演奏会等に関しては、演奏する曲目に合わせた楽器の編成や演奏家との綿密な調整など、非常に高度な専門知識がなければ演奏会に向けた調整を行うことができませんが、施設管理公社はこれまでも専門的な知識をもちまして調整を行ってきた、そういったところに利点があると考えております。

（矢島）今の説明の中で、職員の効率的な配置というような説明がありましたが、具体的に効率的な配置というのはどのような配置だったのでしょうか。

（自治文化課長）正規職員がこれまで7名おりましたが、昨年、それからことしにかけて2名、退職された方とちょっと諸都合によりまして5名になっておりまして、そこにつきましては嘱託職員で対応しているということで、そういったところで正規にしないで、一応嘱託で対応でき

るということで、そういった努力をされたようでございます。

（矢島）ひねくれた言い方して申しわけございませんが、だったら最初から正規でなくてもよかったのではないか、今まで何をしていたのだという話にもなりかねないのですけれども、そこはもうわかりました。そういうような効率的な配置をしたということで。

では、最後にお聞きします。選定結果についての一番上の市民の平等な利用が確保されていること、指定管理者としての適性というところがありまして、満点が16点、文化センター13.50ですが、指定管理者としての適性と。これだけ見てしまうと、適性のところに点数がつくのがおかしいというふうに見えます。適性か、適性ではないかしかないのではないかなど。そういう中で、13.5という点数がついていますが、これはこの中に細かい項目がいろいろぶら下がっているのではないかなどということが想像できるのですけれども、指定管理者としての適性、ここにぶら下がっている項目についてどういうものを項目として挙げているのか、文化センターとしてはそれについて何点、もしわかれば個々に何点ついたのでお聞かせください。

（自治文化課長）それでは、お答えします。

市民の平等の利用が確保されること、それにつきましては一応自治文化課では4点挙げております。法令を遵守し、公平性を維持する考えの方策を持っているか、こちらが16点満点中で15点です。

（何事か声あり）

（自治文化課長）4人分です。済みません。審査に当たっては4人で審査しておりまして、1人の配点が4点で16点満点。採点のほうは15点という、済みません。

それから、2つ目が利用者ニーズに対応できる体制となっているか。こちらが16点満点中12点となります。

それから、3番目が募集に対する熱意、意欲があるか。こちらが16点満点中13点。

それから、質疑に対して適切な受け答えができていないか、これが16点満点中14点でございます。

以上です。

（野本）いただいている資料で、指定管理者候補者の選定結果の点数表がありますが、これまで過去3期13年間受けてきたという部分で、この点数の推移というのは、参考までに過去の点数というのは資料にあるのでしょうか。

（自治文化課長）選定結果の評価につきましては、前回の分しかちょっと用意していませんで、今回が75.6点ですけれども、1点高い点数ということになっております。

（野本）点数だけからすれば、余り変わらない、ちょっと下がったというようなことだったのかなというふうに感じます。今回の議案説明の中で、採用されるボーダーが70点以上というふうに聞いたように思うのですが、それでよかったのでしょうか。

（自治文化課長）鴻巣市指定管理者制度運用ガイドラインにより、合格最低基準は70%と定められております。

（野本）こういう非公募の施設の場合、70点以下になった場合はどういう対応をすることになるのですか。

（自治文化課長）お答えします。

選定委員会等におきまして選定の結果、施設の管理を行うに相当と認められる団体がないと判断された場合、契約検査課はその旨を選定結果として申込者に通知し、所管課は募集からやり直すか、直接市が運営するかを検討するようになっております。

（野本）前回の点数と余り変わらなかった、この基準については以前はもう少し低かったものが上がってきたという部分では、今後やはりサービス、あるいは基準点についてはさらに高いものを求められていくのではないかなというふうに思います。そんな中で、非公募の場合って応募する側が例えば自分だけではなくてほかの指定管理のように、JVのような何社、ほかの事業者と組んでノウハウを向上させて応募するということは非公募の場合というのはできないことになるのでしょうか。

（自治文化課長）JVとしてできるかどうかということですが、まず非公募理由に該当するかというところがございまして、非公募の理由

に該当するようであれば J V ということも可能だということで認識しております。

(野本) 施設管理公社というのは、こういう文化センターのような施設を管理するということについては過去の実績としても総合体育館ですとか、陸上競技場ですとか、そういう実績の延長線上から見ると文化センターの施設を管理するということについては実績を持っているのだろうと思うのですが、芸術、文化の振興という部分はどちらかというノウハウを取り入れたほうがよりよいサービス、運営というよりは経営という、経営ではないかな、サービスが向上できるのではないかというふうに思うのです。先ほどの前任者の答弁の中でも費用削減をしているということがあって、ただこの施設についてはどんどん老朽化していくに当たっては削減するというよりは今後いろいろな更新も必要になって、ふえていくことになるのではないかなというふうにも、これは指定管理料の中でやることだけではないと思いますけれども、そういうこともあって施設管理公社は管理するだけではなくて、経営していく中でもまた費用的にはかかるのではないかと思います。その辺の施設の老朽化に対する対策とか、こういう部分については施設管理公社から何らかの提案とか、そういうものはあったのでしょうか。

(自治文化課長) まず、前段の部分につきまして、確かに委員さんがおっしゃるとおり、文化、芸術という部分では興行という部分で実施しておりますけれども、文化振興という部分では確かに事業の進捗というのは決して高くないのかなという認識ではおります。

また、老朽化修繕のことをございますけれども、当然徐々に、18年を経過しておりますので、近年ワイヤを5年間、毎年2,000万ずつ程度かけまして、5年間ワイヤの修繕を行ったりですとか、それからこれから電気機器等が、当然18年たってきましたので、その辺の修繕等も必要という認識でございます。その辺につきましては、現在予算のほうを500万つけていただきまして、計画的に修繕を実施しているのですけれども、また大きいものにつきましては財政当局と調整しながら、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

(野本) 鴻巣市文化センターは、近隣市、町の施設と比べてクリアこうのすというの是非常によい施設というふうに私は感じておりますし、また近隣市を見ても、この1,200以上の規模でこれだけいいホールはないのではないかなというふうに感じるのです。そうすると、利用率も当然高いと思いますし、そういう意味では非常に期待のかかる場所であると思います。そんな中で、先ほど文化、芸術振興の中でヴィルトゥオーゾ鴻巣の例なんか出ていたのですけれども、そういう運営も指定管理者がやっていくということは、最近であれば、ここ2回ほど無料のコンサートを開いている。お客さんもかなり満席になるくらい来ていただいていると。ただ、それが本当に芸術、文化振興になっているのかどうかというのは、それを実際に本来の価値、有料でやったときに、ちゃんとお客様を呼べるものなのかどうか。無料だからという理由だけで来ている、機会を創出しているというのわかります。ただ、芸術、文化の価値を市民に理解していただくという部分では、その対価を払って来ることができるということが市民の芸術、部分に対する価値観を向上させたという結果になると思うので、そういうところについてはこの指定管理者は、指定管理の項目というのはこの選定の中に入っているのかどうかちょっとわからないので、そこについて伺いたい。

(自治文化課長) アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾ定期演奏会につきましては、近年無料ということで非常に多くの方に鑑賞いただいております。先日の、ちょっと今手元にアンケートはないのですけれども、アンケートの中には、20%は無料だから来たという意見が非常に多くございました。そういったことから考えますと、まず無料で多くの人にクラシック等を鑑賞していただいて、その上でということも十分あるのかなという認識はございます。また、指定管理及び1,000万の補助金によりまして、そういった部分の、今後も含めて当面できれば無料での公演というような方向で今現在検討しているところでございます。

以上です。

(野本) 最後に、この文化センターと映画館が今度教育部局になってい

くとすると、この指定管理の募集元といいますか、担当課は今の自治文化課から教育、これ生涯学習になるのでしょうか、ということになると思うのですが、市長部局から教育部局にかわるということで、運営に関して何か新たな方針が加わる可能性というのはあると思われるのか、あるいは全く同じ引き継ぎをしようとしているのか、そこを最後に伺わせてください。

（自治文化課長）現在文化に関することということで事務分掌の中でございまして、文化センターと映画館のほうを自治文化課にて管理施設のほうを管理しているところでございます。新年度になりますと、こちらのほうが教育部ということで、そちらに文化に関することが移ると。それに伴いまして、文化センター及び映画館のほうが教育部のほうに移管されていくと。当然その中で小学生、中学生といった児童たちを対象にしたイベント等も積極的に図られるのではないかとということも当然でございますが、それにつきましては指定管理の基本協定の例えば変更等も十分可能だと思いますので、その辺の中でまた協議していただきたいというふうに思っております。

以上です。

（坂本）ここで聞いていいのかわかりませんがちょっと俺も迷うのだけれども、今回の指定管理者になる施設管理公社、公社の理事長がこの間かわったばかりだというようなことで、そういうことに関して役所の中で幾らかそういう意見を言ったり、それができるのかどうか、まずそこは。

（自治文化課長）理事長の交代ということでよろしいでしょうか。

（坂本）そういう部分について。

（自治文化課長）まず、理事長の今回の交代なのですけれども、我々のほうは前理事長の健康問題ということで伺っております、これについて疑義等ということではなくて、当然理事会等を通じまして、その中で承認を受けているものということで理解しております。

（坂本）当然そういうことになっているのだと思うのだけれども、例えば理事の選出について、今回全く指定管理者でなければ、そんなことをこっちで言う必要はないのだけれども、1社非公募の中の指定管理を受

ける立場の管理公社なので、市としてはある程度そこら辺も把握しなくてはいけないのかなと。理事の選出についても常に理事を募集しているのか、それとも今回、前の理事長が交代なので、新しい理事が入ったのか、その辺のことをちょっとわかりましたら。

（自治文化課長）理事につきましては、このたび平成30年9月1日をもって樋上利彦様から牛田忠様のほうに理事長が交代されました。理事として副理事長が副市長の原光本になっておりまして、常務理事が武井利男、それから理事に民間有識者が5名、それから税理士、それから市職員が監事という形で入っております。

（坂本）施設管理公社という名前を持っている以上は、やはり役所のほうである程度のリーダーシップ持ったの理事だとか、そういう選出になっていると思うのだ。特に今回は副理事長に副市長が入っているということだね。だから、これは当然そのくらいのことはあると思うのです。だから、こうしたそういう施設管理公社がこれを受けることはいいのだけれども、先ほど前任者の意見の中にもあったけれども、競争の原理というか、そういうのも必要ではないのかなと思うのです。だから、できればその辺のことは施設管理公社だから、ここだというのではなく、施設管理公社だって全てわかっているわけではないのだから、やっぱりこういう管理運営についてはもっと適任者がいるのではないかなと、それにたけている人もいるかと思うのです。だから、そういうところに指定管理を任せていくような、そういう方向もとれたほうがいいような気がするのです。だから、先ほどの非公募でいくよりも公募して、当然その一員として管理公社も入っていけば、もっとこれが活性化するのではないかなと思うのです。だから、できればそういう方向で考えたほうがいいような気がするのです、今後そういうことも検討していただけるかどうか。

（自治文化課長）委員のご指摘のとおり、5年間の指定管理になりますけれども、そこにつきまして十分に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

(坂本) つけ加えておきますけれども、今の施設管理公社の職員ではだめだと言っているのではないのです。もっとより素晴らしい人がいるかもしれないということを期待して今の発言になったと。1億9,000万ぐらいだったっけ、年間の指定管理料は。そのくらいいっていますよね。だから、これは大きい仕事なので、できればその辺を誰が見ても妥当だと言えるような方向でやっていただきたいと思います。

以上です。

(竹田) 指定管理者の選定委員長が鴻巣の副市長ですよ。施設管理公社の副理事長が鴻巣の副市長になっていますよね。公平な選定ってできるのですか。

(契約検査課長) 指定管理者選定委員会設置要綱、こちらがございまして、こちらの第5条のほうに指定管理者の候補者の選定に際し、公告により申請してきた法人、その他の団体の役員等に就任している委員は、当該選任案件に係る一切の議事から除くものとするということになってございまして、こちらの文化センターにつきましては副市長、それから教育長さんと総務部長が役員、また理事になっているということで、退席していただいて副委員長が議事を進行しております。

(竹田) ということは、退席していただいた分、ということは人数が減るわけでしょう。人数が減った分は、誰が補充されてこの定数をつけることになるのですか。

(契約検査課長) 特に補充という規定はございませんので、減った形でやることになります。

(竹田) ということは、選定委員会の中の例えば過半数いなければ成立しないとか、そういう条項も基本的にはあるのでしょうか。そこも含めた運用の内容についてお尋ねします。

(契約検査課長) 一応半数以上ということになっていますが、3人抜けても過半数は超えている状態で審議してございます。

(竹田) わかりました。非常にそういう点からいうと、市が指定管理料を出して、その受けている者が元職員だった人、今理事長になっていますけれども、そのこの運営にかかわる人がまた鴻巣市の副市長ということ

になると、やはりさっきの独立した部分でいうと、もったきちつとした、独立した形にしてお互いに公平な立場で、対等な立場で物を言える関係を私はつくっていく必要があるのではないかと。だって、自分が指定管理料を払う側にいるわけだから、そういう点ではもっと独立した形の公平な立場の運営にしていく必要があるというふうに考えますが、皆さんが言えるわけではないのだろうけれども、指定管理をする側と、あと受ける側との間ではそういう会話というか、話し合いというのはされているのでしょうか。つかんでいる範囲で結構ですが。

（総務部長）特にその辺はないですけども。

（竹田）非常に複雑な組織運営をしているので、ぜひ今後お互いに対等な立場で物が言える関係を望んでおきます。

続いて、モニタリングの結果表のところでは、平成29年度のところではいろいろ支出が多かったということもあってマイナスになっています。その前の年が黒字の収支になっているので、運営はなされているというふうに思うのですが、その辺の運営状況について指定管理を受けている者から何か聞いておられるのかどうか。

（自治文化課長）大きな要因としますと、自主事業を行っている事業の赤字の幅が約600万円ちょっとふえたという現状がありまして、それが大きな要因となってマイナスを今回300万円出したという分析をしております。

（竹田）わかりました。いろいろ自主事業では、私はイベントのチラシなど見ると、随分工夫してやっているかのように見えていましたが、苦勞されていることもわかりました。

あと、あるものを利用するという点では、小ホールにパイプオルガンがあるのをご存じですよ。あのパイプオルガンというのは、使用された例ってあるのでしょうか。

（自治文化課長）今回施設管理公社の職員にそのお話を伺ったのですが、しばらく使っていないということで返事がありまして、前回がいつなのかというのが、ちょっと済みません、確認はしていないのですが、大分使われていないということは確認しております。（P

.89「チェンバロ」に発言訂正)

(竹田) そうなので、私クレアができるときに小ホールにパイプオルガンが入って、ああ、すごいな、バロック音楽らを中心とした演奏になっていくのかなと思って、非常にそういう機会があるのかというふうにちょっと疑問に思ったのですけれども、せっかくあるものだったら、もう取り壊せとかと、使える状況かということも確認して、やっぱりぜひパイプオルガンを、設置しているところって少ないと思うのです。県内の施設とかないよね。だから、そういうことも含めて市が支援をしながらやったらどうかなというふうにちょっと思っているのですけれども、どんなお考えでしょう。

(自治文化課長) それにつきまして、公社のほうと、担当の職員のほうとちょっと話をして、その辺が可能かどうか協議していきたいと思えます。

以上です。

(竹田) 最後、この施設管理公社の概要のところには21人職員がいるということの説明があるのですけれども、その内訳、従業員数21人ですけれども、先ほど正規職員2人減ったりとかといろいろして、これは10月の時点なのですけれども、ちょっとその内訳だけお答えください。

(自治文化課長) まず、事務局及び館長が市再任用の派遣が1名、それから市正規職員が5名、嘱託職員が2名、臨時職員が13名の計21名という体制になっております。

(竹田) そのほかに舞台の設営に関する人たちというのは、別途にお願いしているのですよね。その人たちは、何人でやっておられるのかだけちょっとお聞かせをください。

(自治文化課長) こちらにつきましては、第三者業務委託ということで行っておりますので、必要な人数が舞台の準備だとかというところに来るような形になっておりますので、常駐しているということではございません。

(竹田) 舞台の設営に係るところでいうと、クレア文化センターで働いている人からの情報によると、違う施設だから、そのとおりになるとは

思わないのですけれども、いわゆる業務委託になるのですけれども、その業務委託に当たっての必要な専門性、プロパー性を生かした部分での費用の換算の仕方では非常に安くというか、競争の原理でやられているというふうなこともあるのですけれども、そういう点からいうと、業務委託に当たってはプロパー性も生かした金額で発注しているかどうかというのはつかんでおられるでしょうか。

（自治文化課長）その費用の積算におきまして、当然指定管理者におきまして精査をして業務委託幾らということで積算をして上げてきていますので、我々のほうもまるっきりノータッチということではないのですけれども、当然……で来ていますので、業務委託が幾らという把握をして、その内容については前回と比較するようにはしておりますが、どうしても今人件費等が上がってきておりますので、多少やはり増加傾向にあるというふうに分析しております。

（竹田）わかりました。いわゆる下請、下請みたいな形で業務委託というふうになっていくと、基本的には一番先の部分で働く人たちの人件費が安く抑えられるということが一番懸念されるのですが、その部分でいうと、いわゆる専門性を持った仕事をなさっているわけですから、そこら辺のものは担保されているということでもいいのかどうか最後確認しておきます。

（自治文化課長）委員さんのおっしゃるとおりで行っております。

（中野）先ほど竹田委員が言われているように、私も非常に感じたのですけれども、検討委員会のメンバーが実際施設管理公社の理事あるいは副理事、具体的に言えば総務部長と教育長と、それからあと副市長が入っているでしょう。これ疑問に感じないですか。やっぱり私は、この辺はきちっとただすべきだと思います。だって、今回のたまたま21の案件の指定管理を見たとき、こういうこと、ほとんどがNPO法人だとか、あるいは民間だとかになっていて、こうした公の施設で兼ねているのは社協、そういうところの施設管理公社です。こういった民間とかNPO法人がやるなら、当然指定管理者としていいのだけれども、社協だとか、それからシルバーも入っていたかな、それからこの施設管理公社、こう

したいわば市と直接利害関係のあるようなところが今言ったように副理事長だ、何々だつて入っていること自体、言葉はいいのですが、なあなあになりやすい。それ皆さん疑問に感じないですか。そこ伺います。

(総務部長) ちょっとその辺お答えいたしますけれども、この施設管理公社、公益財団法人鴻巣市施設管理公社が市から出捐金として5,000万円を出資して設立している団体でございます。そういった意味で私のほうは評議員ないしは副市長のほうは理事、それから教育長のほうも評議員という役で、設立の状況によって市のほうの職員が入っているものと理解しております。それ今委員さんが言っているように、この施設管理公社に市の業務を委託するというのは、言うなればそういった見方もできかねないというのは認識しております。その辺は、私もこの施設管理公社の役員ですので、皆さん外から見ると、ちょっと思うかもしれませんがけれども、それはさらに襟を正して、その辺は分けてやっているつもりでおりますけれども、やはり外から見ると、そういういかがかと思えます。そう感じております。

以上です。

(中野) ならば5,000万出資しているということの観点でいえば、その出資との関係でいって指定管理者の中に入るのではなくて、別のやっぱりきちっとそうしたチェックできる、その組織の中に例えば総務部長だとか、教育長だとか、副市長が入るのはいい、当然出資しているのだから。だけれども、指定管理者の中の役員とそれを兼ねるということにやっぱり誤解を生む可能性があるから、やっぱりそういうチェックする機構として別の組織をすることによって、そうした文化センターの管理運営についてチェックをしていくということをやったほうが私はむしろ外から見て誤解されないと思います。だから、そういうようなことをやっぱり私は検討すべきだと思うのですが、なかなか総務部長答弁できないだろうけれども、いかがですか。

(総務部長) その辺もちょっと懸念があったものですから、先ほどちょっと選定委員会ですか、私も選定委員会の役員というか、その11名の中に入っております。この文化センターの指定管理に関しましては、私、

それから副市長、教育長等、採点はしないです。あくまでも担当の中で調査チーム、評価チームをつくって点数を上げて、今回の七十何点ということはあると思うのですけれども、そちら。選定委員会のほうの役割としましては、公募、非公募もそうですけれども、仕様書等、そういうものをチェックして、これで公募、非公募はいいだろうと、そういうチェックをしまして、それは全部の指定管理の対象団体に対する仕様書の確認をさせてもらっています。ただ、この文化センターにつきましては、今言うように、言わなければわからないものですから、これは当然私なんかもその辺の立場はあるものですから、その選定の採決というか、それについては参加しないでやらせてもらっています。ただ、やはりその辺は説明がないと、余計ちょっと疑問に思われる方もいらっしゃると思っています。それちょっと反省すべきことはあると思いますけれども。以上です。

（中野）そういう選定委員会と、それから施設管理公社は特に役員との関係というのは、きちっとしたほうがいいのではないですかということについて、今後どうしますかということについてちょっと答弁いただきたいのですが。現状のままで行くなら現状のままで行くとか……

（総務部長）その辺は、現状でこれまで3期13年ですか、やっていたわけですけれども、その辺は公募の方法もあるかもしれません。その辺はやっぱり検討すべきだと思いますので、今の段階では何とも言えないのですけれども、その辺は注意というか、検討をさせてもらいまして、次回の選定のときには何か、5年後ですか、ときにはさせていただければと思っておりますので、その辺は見えるようにしたいと思っております。

（永沼）私からは1つなのですけれども、選定評価の中で点数が100点満点のところ75.65ということで今回なっておりますして、過去からも大体このような点数というふうに伺いました。毎年この評価されたときに100点満点に届かない維持管理運営について、市のほうからどのような指導をされているのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

（契約検査課長）この点数なのですけれども、選定に使った点数という

ことで、この点数については、あと特に利用というか、活用していない状況です。ちなみに、選定が終わりましたら選定結果を申請した団体に送るのですけれども、その通知でも、書面で送っているのですが、公の施設の名称と指定管理者の候補者の名称のみとなっております、点数についてはお知らせしておりません。不足の部分についても通知の段階で指定管理者候補者にお知らせすることはございません。

以上です。

（永沼）そうしましたら、指定管理者に対してこのように維持管理をしていったらいいのではないかとか、運営をしていったらいいのではないかと、もっとよくさせるために市のほうから指導していくためにどんな方法を使っているのか教えてください。

（企画部副部長兼総合政策課長）モニタリングとして上半期と下半期、年2回モニタリング調書を出していただいて、あと利用者のアンケートを実施したりして改善すべき点は指導するという形をとっております…失礼しました、毎月1回報告書を上げていただいて、そのほかに年2回のモニタリング。

以上です。

（竹田）さっき総務部長が仕様書とおっしゃっていましたがけれども、3人がこの仕様書の中身作成に、選定委員から外れたというのは先ほどわかりました。では、仕様書を作成するというのは、自分たちは知り得る立場にあるわけですね。選定委員として見るということは、仕様書をみんなつくっているということわかっていますけれども、仕様書作成にはかかわっていますか。

（総務部長）今回の指定管理者制度運用ガイドラインというのがございます。そのガイドラインをもとに各指定管理を選定する事業課のほうで仕様書のほうは作成し、やっております。それの中には、やはり採点の関係とか、重要と見る採点箇所には、この間ちょっと議会でも話ありましたように、厚くしたり、その部署、部署によって選定の評価を高くしたりしているものですから、各課によって選定基準というのは決めております。結果的にこういう方向で採点しますよ、またこういう方式でや

りますよというのは、ガイドラインに沿って各課でつくっております。

（竹田）それは、採点する側としての今立場のご答弁ですよ。選定する側の立場の仕様書ですよ。それに基づいて提出する側の施設管理公社の役員でもあるわけですね、部長は。副市長は、施設管理公社の副理事長でもある。だから、両方の立場がわかる人だから、例えば選定から外れたとしても、策定の段階でかかわっていたかどうか。施設管理公社としてのいわゆるいろいろな文書作成にかかわるところでかかわっていましたか。

（総務部長）これもかかわってはおりません。

以上です。

（竹田）それは、部長ですよ。今の根岸さんはかかわっていないと。では、それが教育長や原副市長もかかわっていないと言えるのですね。

（総務部長）当然我々なんか、私とか副市長も教育長もその辺は携わっておりません。

以上です。

（自治文化課長）1点先ほど竹田委員さんの質問のときにパイプオルガンというあれだったのですけれども、さっき私の認識はチェンバロという楽器を認識したものですから、ちょっとその違いがあったものですから、済みません、訂正させていただきたいと思います。済みません。よろしくお願いいたします。

（委員長）竹田委員さん、チェンバロでいいの、それともパイプオルガン、三味線。

（何事か声あり）

（委員長）チェンバロ。そこのところは、字句等につきましては委員長に一任してください。お願いします。

ほかに質疑ないようですので、これをもって以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論はなしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市文化センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時26分)



(開議 午後3時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務課長) 先ほど竹田委員からご質問いただきました世帯数をお答えさせていただきます。

30年12月1日現在でございます。世帯数が4万9,753世帯です。それから、ちなみに12月1日現在の選挙人名簿登録者数ですが、10万576人でございます。10万576人が選挙人名簿登録者数でございます。

以上でございます。

(委員長) それでは、ご了承願います。

字句、その他についての整理は、委員長に一任願います。

それでは、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 19ページの本庁舎維持管理事業ですが、これは機構改革に伴うものということで説明をいただきましたが、どのようなものにどのくら

いかけるのか、内訳をお聞かせください。

（企画部参事兼財政課長）まず、一番上の需用費の施設修繕料ですけれども、こちらにつきましては本庁舎と新館にあります課の表示でございます。例えば課の前に、本庁舎でいきますと、天つり形式でつり下がっている課の名前、あとは各フロアの階段のところですか、エレベーターの中等にいろいろな表示がありますので、そちら。それと、新館も同じように課の名前の変更がありますので、エレベーターあるいは階段あるいは入り口のところといったところの表示板をかえるものでございます。

それと、15節の工事請負費につきましては、今本庁舎の1階で消費生活センターの相談をやっておりますけれども、そちらを4階のやさしさ支援課のところにパーティションで設置工事をするというものでございます。

それと、最後の施設予備費につきましては、4人がけのもの、事務用の机を1つ買う予算となっております。

以上でございます。

（矢島）施設修繕料の課の表示板等ということですが、どのくらいこれに費用がかかるのか、これが全てなのか、ほかにもかかるものがあれば、どれにどのくらいかかるのかというのを、ちょっと詳細を教えてください。

（企画部参事兼財政課長）こちらの予算につきましては、全てサイン関連ということで予算を計上してございます。課名表示全てということで。

（矢島）だけ。

（企画部参事兼財政課長）はい。

（矢島）例えば課ですか、担当の配置を変更するということは、今回の機構改革で生じなかったのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）課の例えばどこの館の何階のどこという変更があるかどうかというのは、今現在まだ調整中でございます。ただ、今は昔と違いまして、本庁でいきますと、6人がけのテーブルがもう固定されているような状態、新館でいきますと8人がけ用の机が固定されて

いるような状態ですので、昔のように机を運んで行ってレイアウトを変更するような、そういうような引っ越しというのは発生しないようになっていきますので、そちらの費用は見てございません。

(矢島) LANケーブルとかも含めたそういうものの移設、配線がえというのは生じないのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) 例えば新館につきましてはOAフロアになってございますので、基本的には職員のほうでそのまま線のほうをまた新しいところに出すような形で対応してございます。また、本庁舎につきましても同じような形で対応してございます。

(矢島) 機構改革に伴うことで、最終チェックとして例えば市民の皆さん、来客者の皆さんの動線というものがどういうふうになるのか変わらないのかも含めてそういう検討はされましたでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 課の配置等を先ほど財政課長が調整しているというお話をさせていただきました。課の配置については、今そのとおりでございまして、部が変わったりしてはいますが、基本的には大きく変わらないような形をとりたいと思っておりますが、一部本庁舎から新館に来る課があるかもしれないので、その辺は今スペース的に入るかどうかという部分、あと職員の配置等含めて、人数等含めて今調整しているところです。

(矢島) そういったことを検討するためには、今回組織条例案が出ておりまして、ここでいろいろ審議させてもらっていますけれども、もっと詳細な、例えば組織規則などもきちっとある程度完成型ででき上がって、それを踏まえた上で議論していかないと、なかなかその配置もうまくいかないのかな。ましてや市民の皆さんに迷惑をかけないような配置方法というのを考えられないのではないかなと思うのです。そういう面で組織規則については、今どの程度の完成度ででき上がっているのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 組織規則とそれに伴います事務分掌、それとレイアウトについて、今庁内で全体的に検討しているところですので、意見を集約しまして、庁内検討委員会に諮りまして、まずは事務

分掌等、どこが適切かというところを今考えているところです。

(野本) 引き続きまして、21ページの防犯灯管理事業、自治文化課、これ430万円の具体的な内容を伺いたいと思います。

(自治文化課長) 今回電気料金の増額でございますが、まず東京電力の値上げということで把握しております。ちなみに、平成30年の4月から10月分の電気料金を前年度と比較いたしますと、実績としまして5.3%増加しております。また、火力発電に使う燃料の輸入価格に応じて電気料金の調整をする燃料費調整単価や再生可能エネルギー発電促進賦課金の値上がりによるもので、参考までですが、貿易統計に基づいた平均燃料価格によりますと、平成30年3月から12月分の平均燃料価格が9カ月で25.8%値上がり、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は2017年と比較して2018年は9.8%の値上がりとなっております。したがって、不足見込み額を補正計上させていただいております。

(野本) その不足見込み額については、東京電力のほうで言うのか、それとも市が独自に算出するのか伺います。

(自治文化課長) 現状12月の支払いでほぼほぼ予算を消化していく状況でして、1月、2月、3月はかなり厳しい状況にありますので、毎月の平均をしますと、大体130万前後になるかと思うのですけれども、そちらの3カ月分という形で大体430万ということで補正をさせていただいております。

以上です。

(野本) 引き続き27ページの自治文化課の消費者相談事業の消費生活情報システム移設委託料で、これは機構改革というのですか、市民に対してどのような改善サービスができるのかということなのかどうか伺います。

(自治文化課長) 消費生活センターのあくまで移設に対する費用の負担ということで、こちらにつきましてはLAN配線、いわゆる全国消費生活情報ネットワークシステムがございまして、その専用の回線になります。現在2階まで光回線のほうに入っているのですけれども、それ以降100メートルで本来LAN回線というのは、まででしたら使用できるとい

うことなのですけれども、4階まで行きますと約130メートルという一応今試算が出ていまして、光回線をもう少し引き込まなければいけないということで金額のほうはね上がっているのと、当然中継機も必要になりますので、金額のほうをこの金額が補正という形で追加しております。

（野本）今の説明というのは、LAN回線を延ばすためではなくて、光回線を引くということなのですね。ちょっと今2通りの解釈ができる。LAN回線を延ばすのに中継機が要するというのでなのか、光回線にかえて、それを延ばすというの、ちょっと2通りの理解の仕方があったものですから、お願いします。

（自治文化課長）説明不足で済みません。2階の印刷機の前に光回線がそこまで入っていまして、そこから変換機でLAN回線を引っ張っているということになります。それで、現在は100メートル以内でおさまっているものですから、現状なのですけれども、4階に上げるに当たりましてはおよそ130メートルということですので、光回線を延ばさない限りはLAN回線が変換を通じて回せませんので、光回線の引き込みに費用とLAN回線の当然引きこみのほうで費用がかかってくると。現状のLAN回線は、そのまま一応生かすという形になりますので、新たに当然加わるものですから、費用のほうがかかってくるというふうになっています。

以上です。

（野本）続きまして、31ページの危機管理課の防災行政無線管理事業のブレーカーとバッテリーの交換というものは、これは1カ所、具体的に場所がどこでというような説明ができるのかどうか伺います。

（企画部参事兼危機管理課長）今回予定しておりますのが、まず先ほどの雷による焼損関係で4カ所ございます。宮地公園、あと常光のポンプ場に水位計がついているのですけれども、そちらのほうは1カ所、あと松原の市営第2団地、こちらのほうは1カ所、あとこでまり公園が1カ所、計4カ所の機械が焼損していることが判明しておりましたので、そちらのほうの交換になります。

以上です。

(野本) その焼損というのは、……なってしまったものなのか、それとも何回かでなったのかというのはわかりますか。

(企画部参事兼危機管理課長) あくまでも保守点検の結果ということなのですけれども、昨年の点検では異常がなかったので、この1年間の間に起きたものというのは確定しております。ただ、いつの落雷かということになると、なかなか特定は難しいと思うのですが、今年度の落雷の状況を考えますと、ひどい落雷があったのが8月31日なので、業者のほうもそのときに近くの電線もしくは電柱のほうに落雷があって、そこから電線を伝った誘導雷という言い方をするのですけれども、そちらのほうで機械のほうに過電流が走ったものと思われるという説明を受けております。

(坂本) 21ページ、自治文化課の防犯灯のことにに関して、市民要望で防犯灯は結構設置してくださいということで私も呼ばれて、申請書を持っていくことあるのです。そうすると、担当課のほうで現場を見て、ここは設置したほうがいいなと判断されれば、いいですよということになるのですけれども、その後承認、確認のために、念のために地主の承認を受けてくださいということで、判こをもらってくださいということと言われるのだ。それ申請者が本当にそこまでやるのがいいのかどうかと。これは、やっぱりもしそういう申請がなくてもつけるところがあれば、市が当然行って、担当者が行って地権者に言うわけなのだ。それを必ず申請者のところに戻して、確認をもらってきてくださいと言われるのですけれども、こういうことはいかがなものかなと。市で当然やるべきことではないかなとと思っているので、その辺のことは今後、今までのことはしようがないとしても、今後申請が上がった場合、ここへ設置してもいいということになれば、その許可をもらうのはやっぱり担当課で行くべきではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

(自治文化課長) 委員さんのご指摘につきましては当然かと思うのですけれども、委員さん含めてまた自治会長さん、皆様に地域のご了解というか、お願いしまして、申請に当たりまして、お願いをしているところなのですけれども、設置について今現在周辺住民の方の了承をいただい

た上で申請しているわけでした、その申請につきましては申請者に同意をいただいてもらうというやり方は現在継続をしていくということで担当のほうともちょっと今話はしているのですけれども、当然坂本委員さんからのご指摘があったということは今後ひとつ担当とも協議して、実際その業務がやり切れるのかどうかも含めまして、検討していきたいと思うのですけれども、ただここでできるということは、ちょっとなかなかはっきりと申し上げられませんので、一応検討していくということでご了解いただきたいと思いますと思うのですけれども。

（坂本）その件について了解いたします。

次、31ページ、危機管理課のほうです。消防団の施設維持管理事業ですけれども、私は前にこの委員会でも言ったと思うのです。今の非常備消防の消防団の体制というのは、県央消防とか常備消防が設置される前の体系のままではないのかなと思うのです。その辺認識が間違っているかどうか、どうでしょうか。

（企画部参事兼危機管理課長）私のほうも過去の状況をちょっと今把握していないのですけれども、合併したときと比べたままで今分団数を維持しているような状況というのは確認がとれております。

（坂本）合併時よりも、要するに今の常備消防というのは、昔はなかった。そのころから消防団組織ってつくっていたわけだよ。今の合併して19分団あるけれども、それがそのままの数字なのかなと思うのですけれども、県央の消防署ができたので、分団を減らしたということが今までにあるかどうかのだけれども、その辺わかりませんか。

（企画部参事兼危機管理課長）不確定な部分はあるのですけれども、昔自衛消防ということで各地区に消防団の前身となるものがあったというのは把握しております。その当時の自衛消防の消防器具の置き場ですか、昔の手押しポンプとか、そういうものの置き場というのは、今の分団数よりも多かったというのは記録で幾つか見たことありますので、恐らく今の分団数よりは自衛消防団の数というのは多かったのではないかと。ただ、県央消防ができる前と後の比較となると、ちょっと申しわけございませんが、今資料を持ち合わせておりません。

(坂本) 今の県央消防、大体年間で37億ぐらい使っているのかな、そのくらい多分かかっていると思うのです、3市で。それは、昔はほとんどなかったわけだから、そういう中で、火事も少なかったかもしれない。今とは違うかもしれないけれども、そういう中で非常備消防はまだそのまま19分団あるわけです。例えば川里でも3分団。本当に3分団体制がいいのかどうか。今の時代、だからやっぱりいろんな経費のほうも考えなくてはならない。だって、1年間に1台ずつ交換しても19年かかるわけです。消防ポンプ車が、2,500万もかかるものが、それだけの年数をかけて更新していくわけです。必ず更新しなくてはならないというのだから、そろそろそういうものの見直しをする時期ではないか。今の体制を全くなくせというのではなく、非常備消防のほうもやはりそれは精査して、どういうことの役割が一番必要なのだと。常備消防のほうはきちんとできるのだよということとは、非常備のほうはやる必要ないのだ。だから、やっぱりその役割分担というのはきちんと検討し直して、それを精査した中で非常備消防の必要なものはどんどん整備していこうというような形のものを出さない限り、無駄な投資とは言わないけれども、二重投資になるのではないかなというような感じがしているのです。私は、いつもそう思う。今の常備消防のほうは、何か事あれば、発報があれば、10台ぐらいすぐ来てしまうのだ。当然その後には非常備消防の消防団も来る、地域のが。それで、本当にそこまでの必要、最初にその段階が必要なのかということとは検討すべきだと思う。これなかなかみんながそのことは言わないほうがと考えるかもしれないけれども、やっぱりいつかは見直しをしなくてはならない時期が来ると思うのです。だから、そろそろそういうことを考えてもいいのではないか。だから、機能を落とすのではなく、役割分担をきちんと明確にして、それに対する整備はきちんとしていく、そういう方向性を打ち出してもらいたいのですけれども、担当課としてその辺をどう受けとめるかお答えいただきたい。

(委員長) 坂本委員、補正とは若干ずれているようですけれども、答えられますか。大丈夫ですか。

(企画部参事兼危機管理課長) 委員おっしゃるとおり、大変難しい問題

かと思うのですけれども、今後消防団そのものを再編することも必要だと認識は持っております。その中で今のお話も含めまして、団本部、また分団長会議とありますので、その中で今後の方向性というのを見出していきたいなと思っておりますので、やはり19台の同じポンプ車があるのがあるのか、それとも後方支援的な位置づけで考えていったほうがいいのか、その辺については消防団本部とまた協議して検討のほうを進めていきたいという考えは持っております。

(坂本) ちょっと今指摘されてしまったけれども、でも今回の補正だって消防団の小屋の修理ということになるわけだ。そういうのがこれからどんどん出てくる可能性もある。ポンプ車の修理もあるかもしれない。実際出ないほうがいいのだけれども、ポンプ車ほとんど動かなければ動かないほうがいいのだ。だけれども、2,500万ぐらいの買って、10年なり、15年なり、ただ更新していくのだ。本当にそれがあるべき姿かなど。その間から何もなくていいと思うのだ。それが必要なのだ。だけれども、それはほとんどのものが県央の消防署の中に入っているわけです。それでできているわけ。だけれども、その補完的な部分を、県央でやりづらいところを地元の消防団がやるということになれば、うんとその整理はできると思うのだ。だから、やはりこれはもうきちんとやっていったほうがいいかな。ただ、でも消防団にかかわっている人は、何でそんなことないよ、必要なのだと言うと思うけれども、いざ各消防団の人員の入れかえになったときに次の人がいないよとさんざん言われることで、消防団員になる人がいないのだ、今。だから、そういうのを考えれば、もうそろそろその辺の役割分担を考えていくというのは大事だと思いますので、ぜひその辺はやはり一個人が言うのではなく、役所として、担当課としてきちんとその辺は全体的な中で捉えていていただきたいなと私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(竹田) こちらの19ページ、庁舎の先ほどの機構改革、行政組織条例の改正に伴う財政課のことで本庁舎維持管理事業として課の名前が変わるといことも含めて配置も今検討中ということですが、いつごろをめど

に検討結果を出そうとしているのかということと、それをどのように周知するお考えなのかだけお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）今組織規則の中の担当、またそこに入ります事務分掌、それと配置については、年内に一回庁内検討委員会に諮ればいいなど希望としては思っています。市民の皆さんには、2月の広報にお示しできれば1カ月準備といいますか、周知期間ありますので、2月の広報を目指しておるところですけれども、まだ確定ではない状況です。

（竹田）その中で課の中にもいろいろな行政事務をやるのですけれども、例えば係とか、そういうところまで表示するということが難しいのでしょうか。今課までですよ。例えば総務課というふうになって、総務課の中には選挙管理委員会もあったり、いろいろしているのですけれども、どこに行ったら自分の知りたいことがわかるかというところがなかなか係のところまで、課はあるけれども、係まで届かないというところは、もう少し詳細にわかるようにしてもらいたいかなというふうに考えるのですが、お考えをお示してください。

（企画部副部長兼総合政策課長）課の表示につきましては、今委員からお話がありましたように、課の窓口に来ると、窓口のほうでご用件を伺って、そのまますぐに担当におつなぎしますので、基本は課の表示と。ただ、課が物すごく大きくなってしまいう部署も中にはあるかもしれませんで、その辺はちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

（竹田）そうなのです。道路課でいうと、今交通網をやったりとか、デマンド交通もやったりとかして、計画係もあったりとか、保守管理とかやったりとかして、4つくらい係があったりとかして、では自分は本当に何を求めていくかというとき、なかなかたどり着かないので、ぜひその辺は十分この行政組織改革に伴う点ではやっぱり市民の目線でしっかりとお願いしておきたいというふうに思います。

それとあわせて、これは表示の面なのですけれども、いわゆる持っている行政組織のいろいろな計画の中に古い名前のままの担当部署とか、そ

ういうのが出てきますよね。この間ちょっと私たちいざ災害に遭ったときに議員はどういうふうにするかというので、避難というか、災害対策の中の分掌に、多分危機管理課が持っている分掌だと思えるのですが、それの中には現在のいわゆる所管課があって、機構改革の名前に合っているわけです。今回は、条例改正によって変わるわけですから、担当するところの分掌、内部なのかどうかわからないのですが、分掌というのは大きく変わってくると思うのです。そういう部分というのは、どんなふうに検討されていくのか。今たまたま危機管理課の中で今ある組織機構の名前がちゃんと出ていたのです。ですから、今回条例改正によって変わるわけだから、そういうものが所管課の中ではそれぞれ出てくると思うのですが、その分掌の見直しというか、点検というか、そういうものというのはどのようにされていくのか伺います。

（企画部参事兼危機管理課長）今地域防災計画のお話が出ましたので、私のほうでお答えさせていただきます。

地域防災計画の中の所管課の名前が入っているのが、災害対策本部の機構の関係になってくるかと思えます。そちらにつきましては、現在3月までの間に新しい組織に当てはめて修正をかけられるようにうちの課の内部で検討しておりまして、その後決裁のほうをとって4月1日からは新しい体制に移行できるように準備を進めております。

（竹田）今危機管理課の課長さんからお答えいただいて、地域防災計画の中の一例を私が申し上げて、そのようにお答えいただいたのですが、それぞれの課が持っている事務分掌というのはあると思うのです。そういうものというのもしっかりと点検できるのかどうか、企画部がイニシアチブをとってやると思うのですが、そういう部分の費用というのは、この予算計上はされるのかどうか、ちょっとその辺だけ確認します。

（企画部副部長兼総合政策課長）事務分掌については、全体の事務分掌を今見直ししているところです。その後事務分掌が決まった中で変更しなければならない部分というのが出てきた場合は、とりあえず今のところこの予算の中ではなくて、各課の中で対応していくというふうに考え

ております。

（竹田）わかりました。

あと、続いて備品購入費で、施設用備品で机の購入をしたいということで20万6,000円計上されています。ここの部分でいうと、今使用されていない机というか、2階の資産税課があったところの机というのは、私あいているという認識なのですけれども、ちょっと認識が合っているかどうかわかりませんが、プロジェクトありましたよね。そのところの机の1つは活用の問題、それから今回新たにやるということですが、それとあわせて4階の例えば契約検査課のところでは、机が単体用の机で、大きさも違うのが並んでいますよね。それから、情報システム課もそうですよね。それから、議会事務局もみんな1人用の机が並んでいて、職員は同じなのに4階以上の人たちの机は古いままの単体で、ましてや人によっては低かったり、スペースが狭いとかという机が並んでいるのですけれども、そういうところも一緒だったら同じように変更してやってもらいたいのかなというのが私の思いなのですけれども、担当課の方が要求しなければ、それまでなのですけれども、やはり同じようにやったほうがいいのではないかとちょっと考えたのですが、どうなのでしょう。職員間の公平感というか、労働環境との関係でどうなのかなとちょっと思いますので、お考えをお聞かせください。

（企画部副部長兼総合政策課長）初めに、新館の2階のプロジェクトがあったところですが、あの部分、今確かにあいておりますので、今回の機構改革においては2階のそのスペースも含めて人の配置を考えております。

あと、机については、とりあえず今の段階で要望等を受けていない状況ですけれども、予算が絡む関係もありますので、将来的な考えの中で見ていきたいというか、検討していきたいというふうに思います。

（竹田）ということは、今2階のさっきのプロジェクトのところはあいているというふうにおっしゃいましたよね。あいているけれども、さらに20万6,000円かけて新たな机を買うということですよ。それは、どのようなそういう配置を想定した机の購入になるのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今回購入される机というのは4人がけなのですけれども、市民税課のところにはやはり4つの机があるので、今職員が使っている机というのは8人がけが基本といたしますか、なっていますので、今ある4つのところに新たに4つのものを足すといたしますか、それで8人がけにして1つのグループにするということでの新館の2階での運用になります。

(竹田) ということは、いわゆる38から40になるということは、新たな課対応の機の配置になるという受けとめでいいのかどうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 課がふえた分、机がふえたというよりも、全体の調整の中での配置、レイアウトの中での機の購入という形になります。

(竹田) ということは、今700人体制で職員が基本的には机に張りついているわけでしょう。692人で、広報でこの間新たに一般職で28人くらい採用されるということも含めて新年度は700人になることを前提の職員配置だから、692人しかいないから、8人分の机が足りないとかということも含めた今回の機の購入になっていくのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今のレイアウトは、現状の人数で計算して機の配置です。現状の人数で割り振っておりますので、採用職員が丸々ふえるわけではなくて、やはり退職職員だとか、そういうところも相殺してといたしますか、配置になるというふうに考えております。

(竹田) わかりましたが、機構改革をするために金がかかるというのはよくわかりましたけれども、あと続いてその下の先ほどの使用料等審査会の運営費用として10人分で5万6,000円、1回初年度に、3月以降にやるということですが、基本的にはこの内訳というのを教えてください。

(総合政策課副参事) 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、こちら委員長が6,000円、委員が5,500円で予定しております。

以上です。

(竹田) 続いて、危機管理課で、防災費の中で…

(何ページでしょうの声あり)

(竹田) ごめんなさい。31ページです。31ページの落雷によって4カ所の防災無線が使用不能になっていて、それは定期点検でわかったよということのご報告で、その修繕料になると思うのですけれども、逆に言えば8月31日に落雷で使えなくなった。だから、9月、10月でいろいろな防災無線、この間は防災訓練があったのだけれども、聞こえなかったとか、発信がされていなかったという可能性あるわけですよ。

(企画部参事兼危機管理課長) 点検のほうは、9月に行ったものなのですけれども、その時点で業者のほうで仮設のブレーカーなり、バッテリーなりということで現在つけていただいておりますので、放送は流れている状況になっております。ただ、それをいつまでも借りるわけにいかないの、今回補正のほうを出させていただきまして、市の所有物ということで購入して、ブレーカーと交換したいということです。

(竹田) わかりました。そういう点からいうと、非常に突風が吹いたりとか、大変な今自然災害が起きていますが、そういうときにこの防災無線も、ちょっと以前やったことがあるのですけれども、雨戸を閉めたら聞こえなくなったりとか、台風のとかなんか、ましてやしっかりと防備しなければならぬので、非常に防災無線聞こえにくいという状況の中で、エリアメールで例えばソフトバンクみたいに一切使えなくなるとだめな場合もありますけれども、かつ通信会社との関係でエリアメールにしておいて、ただいま地震が発生しましたとか、そういう部分というのは、検討というのは、今後防災無線を出したとしても聞こえにくいという場合のエリアメールについての活用については検討されておられるのか、ちょっとお伺いしておきます。

(企画部参事兼危機管理課長) 現在既に携帯電話会社3社、大きいところになってしまうのですけれども、ドコモ、au、ソフトバンク、こちらのほうのエリアメールのほうにつきましては、市から独自に発信できるように契約のほうも進んでおりまして、万が一災害が発生した場合とか、避難所の情報とか、そういうものについては活用できるような体制を今構築しております。また、よくテレビなんかで下のほうに避難情報とか、災害情報とかと出るかと思うのですけれども、Lアラートという

システムがありまして、埼玉県のほうで組んでおります災害オペレーションシステムというのがありまして、そこに避難所の情報とか、あと災害情報とか入力すると報道機関に自動的に配信されるシステムを組んでいただいていますので、直接エリアメールを配信することもできますし、県を通じて配信することもできますので、現在複数のルートで配信できるような体制をとっております。

（竹田）そういう点では、検討していただいているということはあるがたいことですが、実際にその活用するめどとか、それからかかる費用についてはどのように検討されているのですか。

（企画部参事兼危機管理課長）繰り返しになりますが、もう構築済みですので、何かあった場合にはすぐ、きょうでも配信できる体制は整っておりますので、これからということではなくて、今現在もう携帯電話会社のほうとエリアメールの配信の契約を結んでおりますので、今でも活用できます。

（竹田）ということは、例えば気象庁が地震でピピピッと流れてくる。だから、鴻巣市が例えば震度5強が発生しましたということを送信すると、それぞれの携帯電話なりに発信されてくると。今までは、大きな災害がないですから、幸いにはないのですけれども、そういうふうな受けとめでいいということですね。

（企画部参事兼危機管理課長）緊急時支援速報に関しましては、市が発信する前に気象庁から発信されてしまいますので、後追いで同じ情報を流すことはないと思っております。ただ、それに伴う避難所の情報とか、そういうものについて追って配信するようなことを考えております。

（中野）議案第100号の公の施設の指定管理者の指定についての中で、矢島委員だったかな、とのやりとりがあったのですが、特に金額面に関してのことについては、やはり私はこの一般会計の債務負担行為の中でやろうと思っていたものですから、あえてここでやらせてもらうのですが、平成30年度の当初予算で指定管理料が2億400万でした、この文化センターのやつ。ところが、今回これ見ると、5年間でこの金額ですから、かなり安くなってはいるのですが、ただ先ほどの状況の中で、平成30年の

当初予算の中では職員数21名は変わらないのです。何が変わったかという
と、正規職員がそのとき6人だったはずですが、先ほどの説明の中で、
7人が5人になったということで、そのうちの1人が嘱託に行ったと。
平成30年の当初予算の編成の中でも全く変わらないのは、臨時13名、嘱
託2名というのは変わっていないのです。それで、なおかつ先ほどの答
弁ですと、これによって年間ですか、4,850万の節減ができるという答弁
が矢島委員との間にあったと思うのです。4,850万を約5,000万としても、
5年間にすると2億5,000万になるでしょう。年間5,000万とすれば、5
年間で2億5,000万になるでしょう。ところが、今言ったように8億
8,400万ということになると、単純に4,850万円の減ではないような気が
するのですが、この辺の関係について1点お聞きします。

(自治文化課長) 4,850万円につきましては5年間ということで、申しわ
けございません。よろしくお願いいたします。

(中野) これ年間ではなくて5年間ということになると、わずか1,000万
ではないですか。そういう中での先ほどの説明ですと、職員数は全く変
わらない。ただ、構成が変わったという中で、当然人件費の引き上げと
いうのはあります、毎年。あるのだけれども、そういう中で例えば単純
に言えば、平成30年度の当初予算だって2億400万、10億2,000万になる
わけです。10億2,000万が8億8,400万ということになると、かなり30年
度の当初予算から比べると、年間だったら僕は何とかわかったのだね。
5年間で4,850万ということになると数字が合わないのだけれども、当初
予算ベースで2億400万、5年間だと10億2,000万、ところが今回8億
8,473万3,000円なのですが、これは消費税の関係ですか。そうではな
いでしょう。そこだけちょっとお聞きします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時32分)

(開議 午後4時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治文化課長) まず、金額の関係なのですからけれども、人件費だけでは

なくて、チケットセンターの廃止に伴う委託費が約650万円減額になっていますので、人件費とそういった業務委託費の削減によって六千何という形で先ほど説明させていただいたのですけれども、金額の確定につきましては、今の段階では、説明の中ではそういったご説明のほうは当然受けておるのですけれども、実際の確定については今後協定を結んでいきますので、一応参考価格としてというか、基本的には上限額として債務負担行為を設定しておりますので、今後さらにそのやりとりをして、金額について差異を詰めていくというふうになります。

（中野）今の答弁ちょっとおかしいと思うのは、650万でしょう。これ年間でしょう。そうすると、5年間で700万としても3,500万です。3,500万と5,000万を足したって8,500万。とてもではないけれども、今言った10億2,000万からこの8億を引けば、そんな数字ではないです。どこかにもっと減額しているという部分があると思うのだよと、それから先ほど課長が答弁したように、まさしくこれ債務負担行為の限度額ですから、こういうことはできないのですから、限度額ですから。そう考えると、この部分について数字が合わないので、きょう時間がありませんので、皆さん大変ですから、後でその辺の理由について、ペーパーでデータをちょっといただきたいということだけ言って終わります。

（自治文化課長）2億400万というのは消費税込みの金額になりまして、8億というのは消費税が入っていない金額かなということ。

（中野）だから、今その辺のことを含めて消費税抜きの数字と消費税込みの数字で比較しても話にならないから、そういう点ではきちっと質問者を含め、ここにいらっしゃる委員の皆さんが、ああ、なるほどとわかるようなペーパーで比較、後で出していただくことを言って終わりたいと思います。

（総務部長）ペーパーで比較のほうを出させていただきますけれども、参考までに10億2,000万というのは5年間の税込み額と。今回の5年間の税込み額でいいますと、9億7,146万という数字になっております。この債務負担のほうで出ております8億8,400万というのは税抜きです。その部分がちょっと数字の比較がわかりにくいかなと思います。それについ

て、ペーパーか何かでまた比較表は出しますけれども、一応概略的にはそういう話でございます。

(委員長) 後日提出をお願いします。

ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 機構改革に伴う本庁舎の維持管理、また使用料等審議会運営条例に関する事業費が計上されていますと、反対した点の予算が含まれているので、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第125号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時37分)



(開議 午後4時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第4号 消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(竹田) 消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める請願について、私紹介議員から説明をさせていただきます。まず、1つは消費税増税を中止して5%に戻すように求める。国に対して2019年10月に消費税10%に増税するのを中止して5%に戻す意見書を提出してくださいということで、理由のまず安倍政権は2019年10月に消費税率を10%に引き上げる姿勢を崩していません。しかし、前回の8%増税後の経済の深刻な影響は続いており、さらなる増税は日本経済にとっても大きな打撃となることは明らかですというふうにこれ述べています。そういう点では、2014年に5%から8%になったその年にもう実際にGDPは0.8%マイナスになっています。そして、現在の状況を見ても、非常にデフレの環境にあると。アベノミクスとってトリプルダウンを期待するとしていましたが、今の経済状況は皆さんが承知しておるとおり、経済は深刻な状況になっています。

しかも、社会保障の負担は増すばかりで、必要な医療や介護、子育て支援など受けられないなど多くの国民から悲鳴が上がっていますというのは、実際に世論調査をやっても消費税増税に反対している人たちが7割から8割いると。日本経済に大きな打撃を与えるというふうに答えている方は8割もいるということや、医療の問題でいうと、例えば高い国保税が払えなくて大変な人がいて、かつ保険証の取り上げなどがあって、非常に治療がおくれてしまっている例が民主的な医療機関の調査でも明らかになっています。また、介護などでもこの間介護保険料は上がっていますけれども、要介護3以上でなければ特養ホームに入れなとか、要支援1、2の人が介護の給付から外されるということや、子育て支援でも給付型の奨学金でも給付の対象が非常に狭められているということから見ても大変な状況になっています。増税と同時に複数軽減税率の導入も言われていますが、軽減とは名ばかりで、衣料品や新聞など一部を8%に据え置くだけであって、軽減とは言いきれない。複数税率なども言われていますが、低所得者ほど負担がふえています。1世帯当たり8万円の大増税となります。

また、適格請求書、平成35年からこれは基本的には導入になりますけれ

ども、その前のインボイスの導入により、約500万円の免税業者が取引から排除されるおそれがあります。インボイスに対応するには、みずから課税事業者を選択することになり、日本税理士会連合会や日本商工会議所を初め多くのいわゆる中小零細企業の事業者団体が実施反対の声を上げています。また、消費税は低所得者ほど負担が重い最悪の不公平税制ですということ、例えば年間200万円の世帯では、消費税がいわゆる200万の生活費に占める割合が8.5%ですけれども、2,000万円以上収入のある人は、全体に占める負担割合は1.5%ということでは、低所得者ほど負担がふえています。さらに、10%になった場合、年収2,000万円以上の世帯では1.8%ですが、200万円未満の世帯では10.5%もの負担割合になって、貧困と格差が消費税の増税でさらにふえることとなります。そういった意味では、低所得者ほど負担が重い、最悪の不公平税制です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則から見れば、消費税廃止の道こそ真剣に検討すべきであると。生活費非課税という原則はどこから来ているかということ、憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営むという、そういう憲法の本質からも生活費非課税、それから応能負担でいうと、やはり憲法の本質から見ても応能負担が原則であるということです。

最後、今必要なことは消費税を廃止するのですけれども、この出した民主商工会の方々の意見は、本当は廃止してほしいけれども、せめて5%に戻してほしいというのが一番の意見でした。5%というのは、最初は自民党の案でもキャッシュレスの場合は8%というふうに言い出しましたけれども、最近ではキャッシュレスの場合に5%の税率にするということと言われています。そういう点では、5%というのは全く非科学的な数字ではなくて、納得できる数字にもなっていくというふうに思います。今必要なことは、この税率を5%に戻し、中小業者、国民の負担を軽減することです。そして、地域経済を活性化させ、景気を回復することができます。こうした趣旨から、消費税10%の増税を中止することを求めますということ、では財源はどうするのかということですが、一番は応能負担の原則で、法人税や所得税の割合も以前と比べても所得

税割は40%が最高でしたが、今20%にまで下げられていると。法人税割も80%くらいまでが最高でしたけれども、今4割になっていると。実効法人税率が加味されているもとでは、税制が非常に不公平になっていると。世界でもうけているトヨタ自動車は、輸入戻し税があるために2008年から2012年まで消費税分は一切納めていないということや、法人所得税も納めていないという事実も明らかになっています。

そういう点では、大金持ち優遇税制を正すことや、今度オスプレイ1機の維持管理費も含めて200億円くらいかかるそうですけれども、オスプレイの購入をやめたり、最近出されたF35戦闘機ですけれども、それ1機300億円するのだそうです。それを100機買うということだと約4兆円かかるというふうに言われています。そうしたいいわゆる大企業優遇税制や軍事費のこうした部分をなくしていくなれば財源確保はできるというのがこの消費税増税の中止を求める請願者の趣旨でございます。ぜひ委員の皆様のご慎重審議の上、採択くださいますことをお願い申し上げます、私からの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上で紹介議員からの説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(坂本) それでは、質疑をさせていただきますが、何点か。この桶川北本民主商工会という組織そのものを私はよくわからないのですけれども、このメンバーはどのような人たちがなって、どのくらいの人数がいるのですか。また、市内にもいるのかどうか。

(竹田) ちょっともう少し大きい声で。民主商工会の。

(坂本) これは、桶川の人だけれども、この商工会の組織がどのようなものなのか私はよくわかりませんので、まずはその組織そのものについて。

(竹田) 桶川北本民主商工会って、ここには鴻巣の名前もないのですけれども、本当は桶川、北本、鴻巣も組織人として入るいわゆる商工業者の皆さんの組織です。鴻巣に商工会ってありますね。それと同じような組織ですけれども、民主的ないわゆる税制を求める組織ですので、商工会の皆さんだけの民主的な税制を求める人たちが入っている自主的な組

織です。

(坂本) 今の鴻巣市内にもいるということでしたが、市内の会員というのは何名ぐらいいるのでしょうか。

(竹田) 鴻巣市内の皆さんの正確人数は把握していませんけれども、20人くらい。

(坂本) 普通だったら、鴻巣の市議会の中に請願書って出すのだから、鴻巣の人が代表になれば一番いいかなと私は思うのですけれども、これは団体のトップが桶川の人なので、これはやむを得ないかと思うのですけれども、その辺のことはどう考えていますか。

(竹田) 委員長、申しわけありません……

(委員長) 竹田委員、聞こえない。

(竹田) よく聞こえない。ごめんなさい。

(委員長) 鴻巣の市内にも会員がいるということですよ。普通だったら、鴻巣の市議会に請願を出すのだから、市内の人が代表で出してもいいかなと思うのですけれども、これ桶川の人が代表になっているから、この組織自体が。だから、その人が出しているのだから、やむを得ないかもしれないけれども、その辺についてはどのように紹介議員は考えていますか。

(竹田) 先ほど申し上げたとおり、組織としたら桶川北本民主商工会の構成になっていて、事務局長ですから、岩田さんという方は。だから、3市のまとめ役をやっている方が出しておられる。だから、それは請願権が誰にでもあるわけですから、それを鴻巣の……とかいうことは、私は言えません。申し上げられないので、思いとしたら鴻巣に住んでいようと、北本に住んでいようと、桶川に住んでいようと同じですということを出していただいたので、私どもからは鴻巣の人が出してくださいとかということとは申し上げられません。

(坂本) これ最後、今回8%から5%に戻せと、戻したほうがいいよということになっているのですけれども、この3%分が今既にもう歳入として国のほうへ上がるわけですよ。この部分を民主商工会の請願者の人たちはどこからこれを補填するのか、そういうことについて、どうい

うところからその部分を持ってくるのかと、手当てするのかというのは協議しているかどうか、その辺があったら聞かせていただきたい。

(竹田) 先ほど私が一番最初に申し上げた2014年のときに消費税が5%から8%になったのです。そのときに導入されて3%から5%になって、一定程度経済が落ちついた段階のときに非常に8%になってGDPが大きく減少したというふうに私は申し上げましたけれども、そういう点からいうと、全廃することがベストですけれども、日本の経済の状況を見たときに当面5%にする。では、3%分の財源確保をどうするかということですよ。それは、先ほど申し上げたとおり、日産のゴーン氏はいわゆる株で儲けていたけど、50億円も申告していなかったということもありますし、だからそういう適切な申告をしていただいて、そういう人たちからまず取ることと、先ほど申し上げたとおり、優遇税制を正していく。輸入戻し税とか、そういう部分も含めて適切な税制に変えていったり、使い方を変えていけば財源は確保できるというのが商工会の皆さんの考えなのです。

(坂本) 私は、今の民主商工会の方たちがどういうふうに考えているのかと聞いたつもりだったのですけれども、多分今のは竹田委員の感覚であって、民主商工会のほうで本当にそれを考えて言っているのかどうかちょっと疑問になってしまったのですけれども、その辺どうでしょうか。

(竹田) だって、ここに書いてあるではない、応能負担の税制を求めると。応能負担の税制です。だから、応能負担の税制というのは、もうけたらもうけた分だけちゃんと税金を納めてくださいというのが原則です。そういう点からいうと、先ほど話したとおり、法人税率も以前と比べて8割から4割くらいに下がっている。所得税も昔は40%が最高でしたけれども、今最高が20%になっているという、そういう税制がありますので、応能負担の税制を求める中身ですから、もうけた人は、ちゃんともうけた分だけ税金を納めていただくということが中身になっていますので、私はそのことをお話ししました。

(中野) この請願者、私は8%から10%にするという、そのこと自体は認められないという立場にいる人間ですけれども、少なくとも5%に戻

すということが件名に書いてあるのです、消費税増税を中止して5%に戻すよと。しかし、大きな見出しで生活費非課税・応能負担の税制を求める請願書と書いてある。応能負担を求めるのであれば、本来消費税は廃止なのです。消費税ほど応能負担になっていない。金持ちだろうが、貧乏人だろうが、5%、8%、10%物を買えば納めるという税金が消費税ですから。この見出しが、本来件名が、さっき言ったように、5%に戻すという請願なのに、応能負担をわざわざ入れてきているというのは、見出しとこの請願は私は合わないと思っています。だったら、きちっと消費税を廃止しろということの請願に私はすべきだと。非常に中途半端で非現実的だと、特に5%に戻すことについては。というところで私は疑問を持っているのですけれども、その点についてどうですか。

(竹田) 民主商工会の方もそのように本当は廃止してほしいのだけれども、では財源確保をどうしていくかといったときに今の応能負担との関係でいえば、今の税制がまだありますよね。例えば先ほど申し上げたとおり、法人税の、それから所得税の不公平税制の問題もあります。そういうところでいうと、税制そのものを一つ一つ解決していくのには一気に変えられない。だから、税制そのものをきちっと変えていきながらやるというところでは、消費税1%上がると約2.5兆円の影響力がありますので、その財源確保の道をどうするかというところで今消費税を10%にしようとしている段階では、10%にしないで上げないということとあわせて、もとの5%に戻すと、段階的に戻していくという考え方だそうです。

(中野) ならば、見出しに生活費非課税・応能負担の税制を求めるなんていうことは書かないほうがいいと思うのです。きちっと消費税増税を中止して5%に戻すというだけの見出しだったら、私はまだ疑問がないのだけれども、そこへ持ってきて……がついているのは、私はもう請願としては非常に矛盾をはらんでいるということをお願いしておきたいと。

それから、もう一つは消費税の場合には少なくとも税収を上げていくということは、さっき1%は2.5兆円です。ところが、このことによって、

私はどこがどうしたか知らないけれども、大変複雑ですよ。お店の中で食べたら10%、それで外で食べたら、持ち帰ったら8%。いわんやクレジットカードを使ったら5%にするのは、どこがそれを言い出したか知らないけれども、それはやっぱり少なくとも増税の意味からすると僕は反すると思うので、だからそういうことも踏まえた場合に、だったらさっき言ったように消費税5%、増税を中止して5%に戻すということのほうが請願としてはきちっと明確になっていると思うので、その辺はどうか。こんな曖昧な請願、僕は曖昧だと思っています。

(竹田) 全然曖昧ではないと思います。例えば今言った消費税増税を中止して、先ほどの財源確保の問題でいうと、全廃したときに財源確保どうするか、今の税制の中でどうするかと。順次税制も変えながらやることと、あと生活費非課税というのは本来の、先ほど申し上げたとおり、憲法第25条との関係で必要ですし、それから応能負担。だから、5%に戻しながら応能負担の原則を徹底していくと、そのことによって財源確保ができて、さらに全廃する見通しができるという、そういう見通しを持った私は請願だというふうにとめて紹介議員になっています。

(中野) さらに言いますと、私が曖昧だと言うのは、ここに応能負担の税制を求めるというのを書くことが曖昧だと言っているの。これは、書かないほうが良いと言っているのだ。あくまでも5%に戻すことが主眼なのだ、件名に。件名がそうになっているのだから。そういう点で私は曖昧だと言っているのです。

以上です。そこだけです。

(竹田) ですので、先ほどの今日の税制のもとで応能負担を税制にしていくためには、やはり段階的な部分を踏まざるを得ないということも含めて財源確保をするために当面5%にするということの全体の文書との関係では段階的に踏んだ中身です、財源確保との関係で。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議請第4号 消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第4号は不採択とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後5時04分)